

誤判と死刑 (2)

三原 憲三

目 次

- 1 まえがき
 - 2 学説の立場
 - (1) ローイ・カルヴァートの提示する疑問
 - (2) 小河滋次郎博士の「死刑に誤判多し」とし、その結果として「死刑は誤判の結果を恢復する能はず」とする批判
 - (3) 誤判の場合に回復できないのは、死刑に限らないとする植松正博士の批判
 - (4) 香川達夫博士の事実論としての誤判論に対する見解
 - (5) 竹田直平博士の主張
 - (6) 安平政吉博士の主張
 - (7) 板倉宏博士の所説
 - (8) 前野育三教授の所説
 - (9) 立石二六教授の所説
 - 3 誤判事件
 - 4 誤判は防げるか
 - 5 植松正博士の「慎重な手続規定」を理由とする批判
- 以上前号
- 6 現在、再審を開始すべきかどうか争われている事件等

誤判と死刑 (2)

- (1) 名張毒ぶどう酒殺人事件
- (2) 袴田事件
- (3) 布川事件 (再審開始が決定)
- (4) 福岡事件 (福岡ヤミ商人殺人事件)
- (5) 榎井村事件 (再審で無罪判決)
- (6) 竜門殺人事件
- (7) 米谷事件 (再審で無罪判決)
- (8) 日野町事件
- (9) 足利事件 (再審開始が決定)

7 むすびにかえて

- (1) 誤判問題の本質
- (2) わが国の刑事司法制度と国際刑事人権法
 - ① 誤判と刑事裁判
 - ② 国際人権法におけるわが国の刑事司法と死刑

以上本号

6 現在、再審を開始すべきかどうか 争われている事件等

人間が行う裁判で誤判の可能性を根絶できないのであれば、絶対的な刑罰である死刑は廃止すべきだとの主張は、今日でも存置論者からも高く評価されている。すなわち、死刑存置論者の代表的な立場の一人である故青柳文雄博士(1911~1986)でさえも、「私は誤判の場合の救済不能の理由は考慮に値するけれども、その他はそれほど強力な理由とは考⁽¹⁾えない。」と主張しているところからも明らかである。ところが、この主張に対しては、故安平政吉博士(1896~1976)が、次のような見解を主張して、反論しているので紹介するとともに引用しておくことにする。それは、「死刑廃止論者は、……………法律上再審には一回、二回という制限がないので、極悪犯人でも、死刑確定後再審を申し立てて、それ

が却下されれば、またポケットには再審の申し立てを用意しているのである。かくのごとくして、なかなか死刑の執行というものは、現実においては容易にしていなのである。現に私の手元には60何名ぐらい死刑の執行をしなければならない事件があるが、これは死刑を執行せず法務当局者の手元にとめられているというような実情である。この点は繰り返して申し上げておきますが、少なくとも死刑囚に関する限り、わが国としては、外国は知りませんが、明治維新この方、死刑囚については誤判であったというようなことはあまりきかないのである。……⁽²⁾」と。以上のなかで「誤判であったというようなことはあまりきかないのである」という表言が私には非常に気になることであると同時に絶対にあってはならないのである。

他には、1960年5月10日から24日まで東京において開催された国際連合アジア地区人権擁護セミナーでの日本側の報告書について紹介しておく必要がある。⁽³⁾すなわち、「死刑が執行された後は誤判の救済方法がないということである。しかし、1882年以降わが国で死刑を執行された人員は2792人におよぶが、後になって誤判と認められた者はまだ1件もない。この点については死刑の適用についてわが国の裁判官が極めて慎重であり又死刑の執行は法務大臣の命令にかかっておりその命令がなされるまでに極めて慎重な手続きがふまれているからである。⁽⁴⁾」と報告されている。果たしてそうであろうか。この点について、故向江璋悦博士(1910～1980)は、「私は、この論拠に対して非常に驚いたことは、死刑を執行された人員が2792人に及ぶが、あとになって誤判と認められたものはまだ1件もないということを述べている点である。要するに、事件が誤判であるかどうかということは、当面他の第三者において全然わからないことであるから、被告人自身が無罪を叫び、それに他人の協力によってその無罪を証明しなければならないのである。『死人に口なし』のたとえ、殺してしまっておいて、あとで1人も誤判がなかったというような論法はきわめて暴論といわなければならないのであ

る」。

「わが国の裁判制度は、一審、二審、上告審の三級審制であり、さらに再審とか抗告とか救済の手続きがきわめて多く存在することは認めるところであるが、はたして最終的には誤判がないかという、必ずしもそれは保障できないのである。近時わが国のジャーナリズムを非常に騒がせた八海事件とか、二俣事件とか、又は幸浦事件というものは、利害得失を考えないきわめて熱心な弁護士、その他関係者の活動によって現に誤判があったことが証明されているのである。」⁽⁵⁾と誤判はあったと批判している。

そこで、以上の議論をまとめてみると、次のようになるのであろうか。それは、すなわち、わが国の裁判制度は三審制を採用し、さらに救済の手続きもあり、死刑の適用についても裁判官は極めて慎重であり、また、死刑の執行について極めて慎重な手続きが採用されているということになる。もちろん、このことについては十分な理解が可能であることはいうまでもない。しかし、裁判は人間が行なうものである以上は、誤判は絶対に避けることができないのである。従って、もし誤判によって死刑が宣告され、これが執行された場合には他の刑罰ならまだしも、死刑の裁判は一度執行されると回復不可能となる。その結果、国家自身が罪悪を犯すことになるのである。故木村亀二博士(1897~1972)も「死刑の問題において、さらに重要な事項とせられているのは、死刑の威嚇力と誤判に関する。……次に、誤判の問題であるが、これは、いうまでもなく、死刑廃止の根拠とされていることはよく知られている。そして、この誤判の問題は古くから議論されている問題であり、フランスでは、イタリアで死刑廃止を主張したベッカリーアの『犯罪と刑罰』の公刊の年より12年前の、1762年に起こったジャン・カラスに対する死刑が誤判によるものであったことが明らかになり、その結果、ヴォルテールが先頭に立って死刑反対論を展開し、当時の知識層のチャンピオンであったアンシクロペティストの死刑反対論となっていたのである。ベッカ

リアの死刑廃止論のなかには誤判について論及されてはいなかったが、右のようなフランス知識層の空気の中になに大反響をえて、世界的に影響を及ぼしたことは、今日では周知の事実といってよいだろう。

それでは、誤判がなぜ死刑廃止の理由であり、根拠であるかという点、第一には、それによって、正義の実現を目ざす法の手続きを通して、人の生命という基本的な権利を奪うという違法な結果が実現せられるからであり、第二に、誤判が事後に発見された場合には、犠牲者はすでに死亡しており、加えられた違法な結果はもはや全然回復することが不可能となるからであるというにある。もちろん、これに対しては、右の二つの点では、誤判による自由刑の執行の場合にあっても、死刑の場合と同様ではないかと反論する者もないではないが、そのような反論は、誤判によって加えられた自由の侵害が生命に対する侵害より小であり、かつ、自由の侵害には回復の可能性があるのに対して、奪われた生命は回復が絶対に不可能であるという根本的な相違を正しく認識しないことの結論であるのみならず、さらに、そのような反論は死刑を認める何らの根拠にはならないとするのが最近の学説であり、その最近の説が妥当であると、私は考える。

右のような意味で、死刑の威嚇力と誤判の問題が、古くから、死刑の問題の重要な二つの論点となっていることも看過してはならない⁽⁷⁾として、誤判の問題は古くから死刑廃止の根拠とされてきたと主張する。そして、さらに、われわれが目じりたいのは、残念ながら歴史上では誤判の事実が現実に存在するということを知るのである。そこで、次には、そのことを明らかにすることとする。

(1) 青柳文雄「刑法通論Ⅰ総論」(昭和40年)451頁、同「自然法と死刑廃止論」世紀85 31～32頁参照、中川信「カラス事件とヴォルテール」『日本の冤罪』(昭和58年)98頁、「(6)死刑の執行は裁判の過誤があり、罪なき者が誤って死刑の執行を受くるが如きことありたる時、之を救済することが

誤判と死刑 (2)

出来ない。等々……………云う様な幾多の論拠を掲げて其の諸説を確むる為に幾多の著明なる哲人、学者の文献を援用して居られる。」(樫田忠美「コウビンガー著 死刑廃止論を讀みて」法学新報 46 卷 1 号 166 頁)。

Copinger Walter Arthur, An Essey on the Abolition of Capital Punishment. Kirkpatrick, Capital Punishment, p 40, Calvert, Capital Punishment in the 20 th. Century, p.121. ヴェルツェルも「死刑に反対するもっとも強力な議論は、誤判の場合に回復が不可能だということである」とする。誤判には広義の誤判と狭義の誤判がある(田宮裕「日本の裁判」(平成元年) 75 頁)。Hans Welzel, Niederschriften über die Sitzungen der GroBen Strafrechtskommission. 11. Band. Beratungen zur Todesstrafe, S. 48-49.

- (2) 死刑廃止法案が昭和 31 年参議院に提案された際、同院法務委員会における公述人要旨から引用、安平政吉「責任主義の刑法理論」(昭和 43 年) 653 頁以下、死刑囚の申し立てる再審については、古川健次郎「死刑囚と死刑廃止論について」警察公論 10 卷 7 号 53~54 頁。
- (3) この会議に出席した日本側の代表は、小野清一郎博士、法務省刑事局長竹内寿平氏、法務省人権擁護局長鈴木才蔵氏、最高裁判所刑事局長樋口勝氏及び日本弁護士連合会事務総長大塚喜一郎氏の五名であり、ワーキング・ペーパーはこの五名によって作成された。
- (4) 向江璋悦「死刑廃止論の研究」(昭和 35 年) 53~54 頁。
- (5) 同・前掲書 54 頁。
- (6) 同・前掲書 54 頁、日本弁護士連合会「再審の門——無実の人を救うために——」〔改訂二版〕(昭和 60 年) 25 頁以下。
- (7) 木村亀二「死刑の問題」日本学士院紀要 27 卷 1 号 28 頁。

(1) 名張毒ぶどう酒殺人事件

事件とその経過

名張毒ぶどう酒殺人事件(以下「名張事件」という)とは、1961(昭和 36)年 3 月 28 日に三重県と奈良県にまたがる葛尾(三重県名張市葛尾)という集落にある公民館で開かれた、生活改善グループ「三奈の会」の 1 年次総会後の懇親会の席で、ぶどう酒を口にした 10 数名の女性が次々と倒れ、そのうちの 5 名が死亡し 12 名が重軽傷を負ったという事

件である。

ところで、われわれは、2007年5月からの大学院法学研究科博士前期課程の刑事政策特殊講義のゼミと後期課程との刑法ゼミの合同ゼミとで「名張事件」をとりあげることを決定し、それぞれ問題点を提起して出席者全員で議論をし、そのなかでの主たる論点を整理して、まとめたものを次に掲げることとする。なお、本件のレポーターを務めたのは、法学研究科後期課程の学生の大矢武史君（現在は、朝日大学ポスドクター）であったことを付記しておく。

（事件の概要）

奥西勝は昭和22年1月妻チエ子（大正15・5・13生）と恋愛結婚をして一男一女をもうけ、名張市葛尾171番地の自宅で農業のかたわら日稼に従事しているものであるが、同34年8月頃から当時夫に死別して後家になった、同所155番地農業北浦ヤス子（大正14・3・18生）と情交関係を結び、以来同所観音寺下の竹藪等を逢引の場所として関係を続け、その間衣類等を買って与えたことも二、三回あるが、この事が漸次部落の噂にのぼり、同35年10月20日頃の夜、右竹藪で逢引の直後附近道路を2人で歩いているところを妻チエ子に見付けられて同女の不信をつのらせ、以来夫婦仲円満を欠き事々に喧嘩して家庭に風波が絶えず、殊に同36年2月初頃からはそれが一層険悪化して、被告人の命じる着衣の洗濯その他の用さえ素直にはしないぐらい冷淡薄情な反抗的態度に出られ、一方ヤス子もチエ子から散々責められる上に部落の人達からも手厳しく非難されはじめたために、被告人との関係に嫌気がさし、次第に被告人から離れようとする態度を見せはじめたので2月20日頃の夜最後に逢引したときには、これ限り関係を絶ちたいと言い出す始末となったので、妻の仕打ちに対する憤慨とヤス子の心変わりに対する恨みから心を腐らせてやけくその気分になり、いっそのことチエ子、ヤス子の2人を殺して右三角関係を一挙に清算してすっきりした気持ちになろうと考えるようになった。そして右2人を殺しても自分の犯行とわか

らないようにする方法や場所等につきあれこれと考えているうち、たまたま同年3月26日になってかねて居部落葛尾の18戸と隣接の奈良県山辺郡山添村の7戸合計25戸から1戸毎に1人又は2人ずつ出て男子12人女子24人合計36人の会員をもって組織している生活改善クラブ「三奈の会」の年次総会が同月28日の夜同市葛尾76番地にある同市薦原地区公民館葛尾分館で開催されることを知り、右「三奈の会」にはかねて奥西勝、チエ子、ヤス子の3人共に会員となっている外この総会では、2、3年前からの慣例としてそのあと引続いて懇親会が催されて一同酒食を共にし、女子会員達にも男子側の酒とは別にぶどう酒が出されることになって居り、仮にそれが出されないでもその代用として砂糖入りの燗酒が出されるものと予想されたのでこの懇親会を利用し、その婦人専用の酒に有機燐製剤の農薬「ニッカリン・T」を入れて飲ませる方法を思いつき、この方法によれば女子会員中特に酒好きなチエ子、ヤス子の2人をまちがいがなく殺せるが2人の外出席の女子会員多数を殺す結果となっても犯跡隠蔽のためにはこの方法より外ないと考えようになった。そこで同月27日夜自宅で女竹一本を適当に切って竹筒一個を作り、これに同35年8月9日頃同市新町の黒田薬品照会から買受けて所持していた100cc瓶入りの農薬「ニッカリン・T」のうちから相当量をうつし入れてその用意をととのえた。そして総会当日の3月28日には午後5時20分頃右準備した「ニッカリン・T」入りの竹筒を上衣のポケットに忍ばせて自宅を出て、前記会場に出掛る前隣家の同会会長奥西植雄方に立寄ったところ、同家表玄関上り口の小縁に当夜の飲料として瓶詰ぶどう酒(三線ポートワイン)1、8リットル入り一本と同じく日本酒二本が用意されていたので、その瓶詰ぶどう酒に「ニッカリン・T」を入れようと最後の決意をかため、直ちに右三本の酒を1人で携えて前記公民館分館に運び、一先ず館内囲炉裏の間の流しの前あたりに置いたが、一足遅れて会場準備のため入って来た同会会員坂峰富子が雑巾を取りに右奥西植雄方に戻り、館内に居るのは被告人唯一人となった隙

に乗じ、ひそかに右瓶詰ぶどう酒の栓を抜いてそのなかに所持していた右竹筒入りの「ニッカリン・T」を4乃至5cc位入れた上、栓と包装紙を元通りに直して置き、同日午後8時前後総会が終り間もなく懇親会にうつった席上に右「ニッカリン・T」の混入されたぶどう酒瓶一本を出させ、その全量を出席の女子会員右チエ子、ヤス子、奥西フミ子（昭和6・2・25生）中島登代子（大正14・1・14生）新矢好（昭和10・5・10生）福岡二三子（当37年）坂峰富子（当29年）井岡百合子（当42年）伊東美年子（当29年）植田民子（当29年）神谷すず子（当34年）広岡操（当37年）中井文枝（当32年）石原房子（当39年）高橋一巳（当34年）今井艶子（当35年）浜田能子（当29年）岡村清子（当33年）南田栄子（当25年）中井やゑ（当42年）の合計20人に各自の湯呑茶わんに分け注いで飲ませ、これら20人全員を殺そうとした。その結果何れもその飲用による有機燐中毒のため、うちチエ子、ヤス子、フミ子、登代子、好の5人を夫々間もなく右現場でこん倒死亡するにいらせて殺害の目的を遂げ、二三子を全治迄に1ヶ月以上を要する瀕死の重態に陥らせ、富子、百合子、美年子、民子、すず子、操、文枝、房子、一巳、艶子、能子の11人に夫々入院加療数日乃至1ヶ月程度を要する重軽症を負わせ、清子、栄子、やゑの3人は全然飲用しなかったために何等の中毒症を起させずに終り、いずれも殺害の目的を遂げなかつたものである。⁽¹⁾

(1) 判例時報401号7頁以下（名張毒ぶどう酒事件の第一審無罪判決〔津地裁39・12・23〕）からの引用である。

三重県警は、名張警察署に捜査本部を設置し、他殺と事故死の両面から捜査を開始すると同時に、死者のうち最初に死亡した大石章子と最後に死亡した木田ユキ子の解剖を開始し、原因の追究に乗り出した。

30日には、飲み残しのぶどう酒の毒物検査をした三重県衛生部によつ

て、毒物は「有機リン剤の農薬」と思われ、その農薬は有機リン系のテップ (TEPP) 剤であると発表される。

そうしたことから捜査本部は、誰かによる他殺の線を強く打ち出すことになり、この時点での捜査本部の最大の関心事は、ぶどう酒はどこで買ったのか、そして、そのぶどう酒を誰が会場に運んだのかなどについての捜査がなされた。

ぶどう酒を酒屋で買った岩村隆一、その彼にぶどう酒を買いに行くように指示した大石松男、そして同氏宅から公民館までぶどう酒を運んだ奥西勝の3人が連日のように参考人としてきびしい取り調べを受けた。そのなかで、特に大石松男と奥西勝の2人には、捜査本部から疑惑の目がむけられた。

4月2日夜(10時頃)から奥西勝が、「動機は三角関係のもつれ」で「事件の被害者である木田ユキ子さんとの関係ができたために、家庭内が不和になった。それで妻の千鶴子さんとユキ子さんの二人を殺そうと思ひ、機会を狙っていた。懇親会前日の27日の午後9時30分頃、自宅にあった女竹を太さ2センチ、長さ6センチくらいに切り、そこに農薬ニッカリンTを入れて準備をし、28日の午後5時20分頃、公民館の台所に置いてあった婦人会員用のぶどう酒の蓋を開け、ニッカリン液を注入した」と自供をはじめ、3日午前4時頃逮捕状が執行された。その後、同日昼過ぎに名張署の宿直室において記者会見が行なわれ、奥西勝本人が直接に記者の質問を受けるという前代未聞のことが実施されているのである。このような人権を無視したことがなぜ行なわれたのか到底理解することができない。

その後、同年4月23日に奥西勝は、三重刑務所内にある拘置支所内で行なわれた最後の取り調べの際に、初めて全面否認に転じた。しかし結果として取り調べが終了すると殺人及び殺人未遂で津地方裁判所に起訴された。

奥西勝が犯人となる背景について

葛尾という集落は、名張の街から離れた山間の孤立した地域にある20戸に満たない小さな村で、町とはかけ離れた山間の孤立した部落の一つであった。そこに暮らす住民は、そのほとんどが血縁、姻戚関係でお互いに結ばれており、そのために共通の利害を持っていた。事件発生当時は、交通機関が未発達のために葛尾地区は閉ざされた地域であり、葛尾自体が大きな家族のようなものであった。したがって、自己防衛の本能からか、部落の人達の話すことは、ただ地域に平和をとり戻したい、そして全てを忘れようと思うことだけであった。団結の強さ、仲のよさが葛尾部落の自慢であり、誇りであり、内部の者の団結の強さは、外部から来た者に対して閉鎖的な態度となって現れる。さらには、外から来た者に和を乱されまいとする警戒心からか、ひどく排他的になり、事件が発生して警察やマスコミが押し寄せたとき、住民達は貝のように押し黙り、たまに口を開いても、「この住民にそんなことをする者がいるはずがない」と繰り返した。そこで、奥西勝が逮捕された後も、取材に殺到した新聞記者等に対して、奥西に対するきびしい非難や、憎しみの言葉を住民達から聞くことはなかった。外部の者に対しては、仲のよさ、部落の和をしきりに、口を揃えて強調し、誰も部落のことを批判するようなことはしないし、部落内部の人の悪口は言わない。もし、かりに批判めいたことを口にすれば、部落の和を乱した者として、その輪からはじきだされてしまうことを恐れているようであった。一見すると仲のよさそうなこの部落は、裏の顔をなかなかよそ者には見せようとしなまいえよう。

奥西勝も、最初は部落の和を信じており、もし自分が自白しても、部落の人々が無実を証明してくれると思こんでいた節がある。しかし、捜査が進むにつれて奥西勝が逮捕されると、取材に沈黙を守っていた住民達も、警察や検察の事情聴取に対して、せきを切ったように勝が不利になるような話を次々に話した。特に、最初は奥西勝の家族に対してやさしい態度を見せていた人々も、奥西勝が裁判の過程で犯行を否

誤判と死刑 (2)

認したことを知るや、はげしい憎悪をぶつけるようになった。そして、裁判が進行し、無実を主張すればするほど、部落の人々の憎悪ははげしくなり、もし奥西勝に理解を示す者はすべて部落社会の敵とみなされるようになった。もし、奥西勝が犯人ではないとなると、では誰が真の犯人なのかという疑心暗鬼から逃れるために、一日も早く奥西勝を真犯人として確定させて、本事件を一件落着させ、部落全体に元の平和を取り戻すことに一致団結して、奥西勝を犯人にするために積極的に捜査に協力したということを窺い知ることができる。

以上のことから杉浦弁護士は「この事件について被告人の調書を除いて数百人の人の調書がとられているが、これらの調書は本件の犯人は奥西勝に間違いのないんだというムードの中で作られたものがほとんどである」と述べていることから理解できよう。

第一審

昭和 39 年 12 月 23 日、間接事実のみからは請求人の犯行とは認定しがたく、自白には多くの疑問点があって信用できないとして無罪を言い渡した。

イ 認定できる間接事実の整理

第一審判決、第 4 として、『被告人の自白調書についての検討』の項で、請求人の自白の信用性についての綿密な検討を行なっている。まず、その前提として自白以外から次の間接事実が認定できるとしている。

- (ア) 請求人は妻 チエ子のほかに北浦ヤス子を愛し、三角関係にあった。
- (イ) 請求人、チエ子、ヤス子の 3 人は奈良県山添村片平にある石切場で働いていたが、毎日 3 人一緒に出掛けていたのに 28 日だけは請求人 1 人のみ早く行った。
- (ウ) 前年夏、請求人はテップ剤の一つであるニッカリン T 100 cc 入り 1 本を購入したが、本件発生後である昭和 36 年 4 月 2 日には請求人方においてこれを見出すことができなかったが、このニッカリ

ン購入の事実は請求人の供述から明らかになったもので、当初、売主黒田敬一はこの品物の売渡事実を否認していたが、請求人との対質によってこれを認めるに至った。

- (エ) 3月28日午後5時20分ごろから30分ごろまで請求人が1人で公民館にいた。
- (オ) 公民館囲炉裏の間及びその付近から耳付き冠頭、四つ足替栓、封緘紙大小が発見されている。
- (カ) 本件ぶどう酒からテップ剤が検出されている。
- (キ) 本件の死傷はいずれもテップ中毒によるものである。

しかし、このような間接事実のみによっては有罪認定することはできないとした。

ウ 自白の信用性に関する疑問点

……………第一審判決が自白の信用性について指摘した疑問点の概略は次のとおりである。

(ア) 犯行動機について

本件犯行発生当時、請求人がチエ子、ヤス子の両名を殺害しなければならぬほど追い詰められた状況にあったとは認めがたい、とした。

(イ) 犯行準備について

3月27日の夜、犯行準備としてニッカリンTを入れる竹筒を作成していたとの供述部分について、その時間帯には山田兄弟の来訪があり、その後には 方を訪問しているが、それらに触れずに説明しているのは理解に苦しむこと、また、暗い風呂場焚口前で女竹で作った竹筒にニッカリンTを注入することは不可能であること、ニッカリン入りの瓶は、事件当日の朝、名張川に投棄したとの供述は、海女及び潜水夫の懸命の捜索にもかかわらず発見されなかったことなど、重要な点において不自然、不可能の点がある、と判断している。

(ウ) 実行について

実行の機会については、〔A〕ぶどう酒は、檜雄方玄関小縁に置かれてから請求人が5時15分ごろ檜雄方に現れるまでの時間、〔B〕検察官が主張する請求人が公民館に唯一人でいた時間、〔C〕その後続く午後8時の開宴までの約2時間半の時間、の三つの機会が考えられ、証拠上は認められるが、 の存在を看過できないとして、検察官の主張する請求人以外に混入の可能性がないとの主張を排斥した。

さらに自白のうち、ニッカリンを混入する前後の様相についての供述内容について、次のとおり疑問点を指摘している。

- ① ぶどう酒にニッカリンを混入する決意をしたのは、檜雄方を訪れ、ぶどう酒の存在に気が付いたときであるという点は、無計画な行き当たりばったりの感じを受け、不自然であり理解しがたい。
- ② 本件犯罪の実行部分に該当し、最も重要な部分であるニッカリン混入の時期に関する供述が動揺している。
- ③ 耳付き冠頭が自白内容から合理的に推測しうる場所とは異なる場所から発見されており、この点について何の説明もなされていない。
- ④ 封緘紙大小についても同様に自白内容から合理的に推測しうる場所とは異なる場所から発見されている。
- ⑤ 四つ足替栓は一見して古く、本件ぶどう酒瓶に装着されていた四つ足替栓ではないのではないかとの疑問がある上、四つ足替栓上の傷痕が請求人の歯によって形成されたものである旨の鑑定は信用できず、右証拠が自白を補強していない。
- ⑥ 調書によれば、請求人は、ニッカリンを入れていた竹筒を囲炉裏で焼いたとなっているが、竹の燃えがららしい炭化物からは植物に通常含まれている燐が極微量検出されただけで、燐元素も有機燐化合物も検出されなかった。この点において自白は補強されていない。

い。

以上の各点に疑問があり、さらに、請求人は右のとおりぶどう酒瓶を開栓してニッカリンを混入したと供述する後に、わざわざ包装紙を解いて女性に瓶を見せており、ぶどう酒瓶ニッカリンを購入した者の行動としては理解に苦しむとし、被告人の自白の信用性を否定した⁽²⁾」。

(2) 判例時報 401 号 6 頁以下（いわゆる名張毒ぶどう酒事件第一審判決〔津地判 39・12・23〕からの引用である。

控訴審

第一審の無罪判決に対して、検察官から控訴があり、昭和 44 年 9 月 10 日、無罪判決を破棄して、請求人に死刑を言い渡した。

「ウ 自白の検討

控訴審判決は、請求人の自白については、原判決が自白調書を信用できないとした理由を詳細に検討し、『自白に信用性がないということはない』という結論を出している。

すなわち、その結論部分を見ると、『以上により、原判決の指摘する請求人のいわゆる自白調書中の本件犯行の動機、準備、実行に関する各自白に信憑性がない旨の各説示につき検討を加えたが、同各説示は、いずれもその理由のないことが明らかであり、他に右各自白の信憑性を否定すべき証拠も請求人の否認の供述以外にこれを発見しがたく、殊に請求人の否認の供述が、他の措信し得る証拠に照らし、信用し得ないから、原判決が請求人のいわゆる各自白調書中の本件犯行の動機、準備、実行に関する各自白に信憑性がないと判断したのは失当というべく、ひいては、原判決は、結局、本件犯行の動機、準備、実行に関する各事実を誤認したものといわなければならない。』と判示⁽³⁾している」。

誤判と死刑 (2)

(3) 判例時報 576 号 33 頁以下 (いわゆる名張毒ぶどう酒事件控訴審判決〔名古屋高判 44・9・10〕) からの引用である。

確定判決の判示内容についてのゼミでの検討結果のまとめ

再審請求の対象となる確定判決は、自白を除外したその余 (爾余) の証拠によっても、

- ① ぶどう酒の封緘紙片等の状況により犯行の行なわれた場所と特定できる公民館の囲炉裏の間において、ぶどう酒に有機燐テップ製剤であるニッカリン T を入れることができたのは、約 10 分間公民館にただ 1 人でいた請求人以外にはない。
- ② 三つの歯痕鑑定により、ぶどう酒の四つ足替栓の表面に付けられた痕跡が請求人の歯牙によって付けられたものであることが認められ、請求人がその約 10 分間の間にぶどう酒の四つ足替栓を噛んであけ所持していたニッカリン T を混入したと断定できると判断し、同時に、第一審判決が否定した請求人の自白の信用性についても検討を加え、請求人の自白には信用性が認められるとした。

⇒ 確定判決も自白の信用性を肯定はするものの、必ずしも積極的に被告人の自白は信用性があるとはしていない。自白の信用性を否定した第一審判決に対する消極的・反論的な判示にとどまる。つまり、一つ一つの論点について、被告人に不利なものを探し出して組み合わせ「……という事実はあるものの、だからといって、それだけで自白に信用性がないとはいえない。よって地裁の判断は誤りである」という論理構成を採用している。

⇒ 有罪の認定を支えているのは、上記①②のみであり、自白の信用性を支えているのは、②のみである。①は関係者の各供述に基づく。「ぶどう酒を公民館に運んでいくまでの間に、ぶどう酒の瓶などに触れたものは誰もいなかった」という間接事実と、ニッカリン T を混入で

きたのは「約 10 分間、公民館にただ 1 人でいた被告人以外にないと思料される」という認定を前提として、これに歯根鑑定を加えて「自白調書を待つまでもなく、被告人の犯行であったと断定するになんら支障がない」と判示する。(問題点) 間接証拠だけで有罪を認定できるのか?

⇒ 第一審の無罪判決は、歯根鑑定を犯罪実行に関わる自白の裏づけ証拠の問題として検討したのに対して、確定判決は「自白調書を除外した爾余の証拠」に組み入れ(自白とは切り離して) 10 分間問題とからめて検討している。

確定判決の有罪認定の根拠

- ① ニッカリン T を混入できた者は、約 10 分間公民館にただ 1 人でいた被告人以外にないことを裏付ける犯行の場所と機会に関する状況証拠
- ② 歯痕三鑑定
- ③ 自白調書

上告審

請求人から上告の申立てがされたが、昭和 47 年 6 月 15 日、最高裁は上告を棄却し、控訴審の死刑判決が確定した。

第一次再審請求から第四次再審請求まで

第一次再審請求は、昭和 48 年 4 月 25 日に申し立てられ、昭和 49 年 1 月 9 日請求棄却となり、第二次再審請求は、昭和 49 年 6 月 4 日に申し立てられ、昭和 50 年 11 月 21 日に請求棄却となり、第三次再審請求は、昭和 51 年 2 月 17 日に申し立てられ、昭和 51 年 4 月 5 日に請求棄却となり、第四次再審請求は、昭和 51 年 9 月 27 日に申し立てられ、昭和 52 年 3 月 25 日に請求棄却となった。いずれも、請求人から新証拠の提出がないまま、再審請求が棄却されたものであった。

第五次再審請求

(1) 申し立ての理由

第五次再審請求は、昭和52年5月18日に申し立てられた。その申し立ての趣旨は、刑訴法435条6号に該当する事由があるというものであり、その主張は多岐にわたったが、その主たる理由は、四つ足替栓上の歯痕に関し、確定判決が有罪の根拠として挙示した三鑑定信用性を弾劾する新たな証拠を発見したという点にあり、新証拠として、本件替栓の表面にある傷痕の評価判断に関する意見書ないし証言が中心となった。

それらは、歯痕間隔の測定が技術的に困難であることなどを理由に、あるいは、本件替栓上の傷痕と請求人が捜査段階におどろ酒瓶の開栓実験をした際に自らの歯牙で開けた同種の替栓の表面の傷痕との三次元形状の不一致を理由に、確定判決の認定根拠となった三鑑定書を批判するものであった。

(2) 請求審決定

名古屋高裁は、昭和63年12月14日、再審請求を棄却した。刑訴法435条6号による新たな明らかな証拠に関する決定の判断の理由は、次のようなものであった。

すなわち、まず、再審請求段階で提出された証拠のうち、刑訴法435条6号にいう新たな証拠とそうでない証拠とを選別した上、情況証拠に関し、新規性の認められる新証拠を論点別に整理し、これと有機的に関連する旧証拠とを総合的に評価して、各論点ごとに、確定判決の事実認定が動揺するかとの観点から明白性の検討をした。

その結果、本件替栓上の傷痕に関する鑑定を除いては、いずれも確定判決の事実認定を動揺させるに足りるものではないが、本件替栓上の傷痕に関しては、新証拠が加わることにより、確定判決が有罪認定の証拠とした三鑑定のうち、傷痕が請求人の歯牙によって印象されたという積極的識別、同定を認めた部分の証明力は大幅な減殺を受けたものの、その傷痕が請求人の歯牙によって印象されたとしても矛盾を

生じないという消極的識別、同定の限度においては、なお証明力を保持しているとした。

次いで、自白の任意性、信用性についても、論点別に新証拠を整理して、これと有機的に関連する旧証拠を総合的に評価し、各論点ごとに、確定判決の事実認定が動揺するか否かとの観点から、明白性の有無を検討した。その結果、いずれも確定判決の事実認定を動揺させるには足りないとした。

最後に、一部証明力の減殺されたものを含む旧証拠により認められる間接事実^{間接事実}に旧証拠中の自白を併せて総合的に再評価すれば、罪となるべき事実について、旧証拠、新証拠を含む全証拠によっても合理的疑惑は生じないし、確定判決でも争点とされ判断された諸事情を考慮しても、右判断は左右されないとして、新証拠は、すべて明白性を有しないと判断した。

ただ、その判文中では、「請求人の自白調書を除外した爾余の証拠だけでも請求人が確定判決認定判示のとおりの犯行をしたと断定するに何ら支障はないとした確定判決の判断には賛同できない」旨の説示もしている。

第五次再審請求審決定についてのゼミでの検討結果のまとめ

弁護団は、王冠の傷に着目し、日本大学歯学部総合歯学研究所の土生博義助教授に傷跡の三次元解析を依頼し、二つの型が一致しないことをつきとめ、さらに大阪大学の鑑定は平面写真の片方の倍率を二倍に拡大し不正に一致させていた疑いをつきとめ、新証拠として提出した（土生歯痕鑑定と鈴木歯痕鑑定）。

これによって、名古屋高裁も歯痕鑑定の「大幅な証明力の減殺」が生じたことを認めざるを得なくなり、歯型鑑定について、「大幅な証明力の減殺は免れないものの……替栓の歯痕請求人の歯牙によって印象されたとしても矛盾は生じないという限度でなお証明力を有する」とし、

誤判と死刑 (2)

自白を併せて総合判断すれば有罪認定は維持できるとして再審請求を棄却した。

⇒ 四つ足替栓の表面に付けられた傷痕が請求人の歯牙によって付けられたものであるとした確定判決の判断は誤りとされたが、被告人の歯によって付けられたものであるとしても矛盾しないという範囲においてはなお証拠価値が認められ、自白を併せて総合判断すれば、請求人を犯人とした確定判決の判断そのものは是認できるとした。(問題点)

⇒ 歯痕三鑑定を被告人が入れたことの直接証拠と考えると、確定判決の有罪認定の要であった②の証明力が大幅に落ちたならば①の間接事実は成り立たない。(問題点) 自白調書をまつまでもなく有罪と断定できるとした確定判決の有罪認定は維持できなくなるはずでは? 刑訴法 435 条 6 号は、再審開始の条件として、「証拠の新規制」と「明白性」を要求する。同号にいう明らかな証拠について、白鳥決定(最(小)判昭和 50 年 5 月 20 日刑集 29 卷 5 号 177 頁)は、①無罪を言い渡すべき明らかな証拠とは「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」と定義し、②明白性の判断方法について、「(新)証拠と他の全(旧)証拠とは総合的に評価して判断すべき」だと判示し、さらに、③再審開始の判断においても「疑わしいときは被告人の利益に」の原則が適用されると判示した¹。このような理解が今日通説となっているはずだが……

(2) 異議審決定

請求審決定に対して、請求人が異議を申し立てた。申し立ての理由は、原決定が明白性の判断について孤立評価説を採ったのは判例に反する、原決定は、新証拠により歯痕鑑定の証明力が減殺されたと認めつつ、自白の証明力をかさ上げして有罪を維持したのは判例違反であるというものであった。

名古屋高裁は、平成 5 年 3 月 31 日、異議の申し立てを棄却した。

その理由は、まず原決定のした証拠の新規性、明白性に関する判断方法を是認した上、証拠構造の組み替えや自白の証明力のいわゆるかさ上げの方法により犯人性につき判断することは禁じられていないとした。

ぶどう酒の到着時刻及び10分間問題という状況証拠に関する二つの論点について、再審請求審、異議審で取り調べた証拠と全旧証拠を総合的に評価しても確定判決の認定及びその認定を前提にした原決定の判断に誤りがあるとは認められないとした。そして、本件替栓上の傷痕については、新証拠及びこれと有機的に関連するすべての旧証拠とを総合的に評価した結果として、確定判決の有罪証拠とされた三鑑定のうち、替栓上の傷痕は人の歯痕である可能性が強いなどとした点に関する証明力は否定されず、本件替栓上には、請求人の歯牙による傷痕がないなどと断定することはできないのであって、三鑑定は、本件替栓上の傷痕が請求人の歯牙によって印象されたとしても矛盾は生じないという限度でその証明力を保持しているとした原決定が不当であるとはいえないと判断した。

さらに、自白の任意性及び信用性に関して、提出された証拠、旧証拠を含む全記録を精査して検討しても、自白の任意性、信用性に疑いを挟ませるような事実は認められず、数多くの客観的な間接事実が自白の有力な裏付けとなるとして、請求人の自白に任意性及び信用性があるとした原決定の説示はいずれも正当として是認できると判断し、以上の判断に基づいて、確定判決の事実認定に合理的な疑いがあるとはいえないと判断した。

第五次異議審決定及び第五次特別抗告審に対するゼミでの検討結果のまとめ

第五次異議審決定（名古屋高裁平成5年3月31日判タ834号228頁）

開栓が他の者にもできたとしても、それは思考上のもので、実際にそのようなやり方（封緘紙を破らずに毒物を混入する方法）で犯人がやっ

誤判と死刑 (2)

たとは考えられない。すなわち、「抽象的なレベルにおいて、偽装的な開栓は可能であるといっても、その方法の特異性や耳付き冠頭等の証拠物の状況に照らせば、実際にそのような開栓方法によってあらかじめ偽装的な開栓が行われたことは考えられない」と結論付けた。

⇒ 具体的に請求人以外の者がやったという証拠を提出せよとする。(問題点) 弁護側に厳格な立証責任があるのか？

第五次特別抗告審 (最高裁 3 (小) 平成 9 年 1 月 28 日判タ 931 号 124 頁)

①について

封緘紙は、外栓の耳付き冠頭を外す際に破れる関係にあったことが認められることや、本件ぶどう酒瓶に装着されていたと認められる内栓、外栓、封緘紙の大、小が公民館囲炉裏の間およびその周辺から発見されていることなどから、公民館の囲炉裏の間で毒物が混入されたものと推認することができるかと判示した。そして真犯人が別の場所でぶどう酒瓶を開栓して毒物を混入した後で、栓を閉めて封緘紙を貼り直し、公民館で宴会の前に再度開栓された可能性については、「封緘紙の破片を調査しても、貼り合わせ部分を貼り直した痕跡は認められないし、所論のように本件替栓や耳付き冠頭が二度開栓されたことを疑わせる証拠はない」として、真犯人があらかじめ別の場所で開栓した可能性を否定した。

つまるところ、「本件ぶどう酒瓶がいつ会長宅に持ち込まれたかについて検討するまでもなく、申立人以外の者は本件ぶどう酒に農薬を混入する機会がなく、その実行が不可能であったものと認められる」と判示した。

②について

歯痕三鑑定の説明力が大幅に減殺されたことが明らかであるけれども、歯痕三鑑定は替栓に残された傷痕が請求人の歯牙によるものであるとしても「矛盾は生じない」という程度の説明力は保持しているから、「これのみにより直ちに確定判決における事実認定に合理的疑いが生ず

るものではないし、確定判決の有罪認定の根拠とされた前提①及び③の各証拠群の証明力が否定される関係に立つともいえない」と判示している。

歯痕三鑑定¹の証明力が大幅に減殺されたことで、①の状況証拠群に依拠しなければならず、「問題は、……再審請求後に提出された新証拠と確定判決の言い渡された第二審で取り調べられたその余の全証拠とを総合的に評価した結果として、確定判決の有罪認定につき合理的疑いを生じさせ得るか否かに帰着する」として、まず①の状況証拠群について検討を加え、「以上の状況証拠によって、申立人が本件犯行を犯したものと認めることができる」と判示している。

⇒ やはり確定判決同様、自白と符合する状況証拠（場所と機会）だけで有罪を認定し、その上で自白も信用できるとする。

⇒ 再審請求後に提出された新証拠と確定判決の言い渡された第二審で取り調べられたその余の全証拠とを総合的に評価（新旧全証拠の総合評価）するとして、その前提として確認したはずの歯痕三鑑定¹の証明力の大幅な減殺という評価が、総合評価の過程でなんらの役割も果たしていない。（問題点）「歯痕三鑑定」の証明力の大幅な減殺という事態の他の証拠群への影響を総合評価の過程で遮断してはいないか？

白鳥決定は、「総合認定における各証拠は、相互に関連するものとして裁判官の心証形成に作用するものである。したがって、新証拠が旧証拠の証明力を減殺したとしても、旧証拠の証明力の変動が「他の証拠の信頼性にどのような影響を及ぼし、ひいては原判決の事実認定にどのような影響を及ぼすことになるかを検討する」必要があるとする。

↓

弁護団は、この最高裁決定の誤りを明らかにするため、①真犯人が封緘紙を破らないで開栓した可能性、②真犯人が封緘紙の貼り合わせ部分以外の部分を破って、封緘紙をはがして、外栓と内栓を一緒に開栓して、

誤判と死刑 (2)

毒物を混入した後で栓をして、封緘紙を糊で付けた可能性を示す実験（「二度開け実験」）ビデオテープを新証拠として提出した。この方法によれば、貼り合わせ部分に変化は生じないし、宴会の前に開栓されたときに再度封緘紙が破れるので、封緘紙発見場所から、犯行現場を推認することができなくなるはずである。さらに、自白にあるような開栓方法では、証拠物のような封かん紙の形状にならないという実験をし鈴木静岡大教授の鑑定書を提出。今まで見過ごされてきた四つ足替栓の足のうち一本が極端に折れ曲がっていることに着目し、石川名大教授の有限要素法による解析でこの折れ曲がり「歯による開栓では形成されない」とする鑑定書も提出した。

↓

第7次再審開始決定は、新証拠を加えて全証拠を詳細に検討し、総合評価をすれば、確定判決がもはや維持できないことを明快に判示した。

(4) 特別抗告審決定

異議決定に対して、請求人が特別抗告を申し立てた。

特別抗告審決定は、平成9年1月28日、後に詳しく述べるとおり（第6章第1）、新たな証拠の明白性を否定し、原決定の判断は是認できると判示して、特別抗告を棄却した。

第6次再審請求

(1) 申立ての理由

第6次再審請求は、平成9年1月30日申し立てられた。その理由は、確定判決の事実認定に供された証拠及び第5次請求までに提出された証拠に、新証拠として、事件当時名張警察署長で本件の捜査本部長として捜査の指揮をした中西實蔵作成のノートを加えれば、公民館に請求人が一人でいたという10分間の犯行機会があったとする確定判決の認定には合理的な疑いが生じるというものであった。

(2) 請求審決定

平成10年10月8日、新証拠には明白性がないとして、請求棄却決

定がされた。

(3) 異議審決定

請求審決定に対して異議が申立てられ、平成11年9月10日、異議申立棄却決定がされた。

(4) 特別抗告審決定

異議審決定に対して特別抗告が申し立てられ、平成14年4月8日、特別抗告棄却決定がされた。

その理由は、要するに、中西ノートには、坂峰富子が捜査官に対して、本件犯行当日、同女が請求人の後を追って奥西楯雄方を出てから、石原房子と途中で出会い、共に本件犯行現場の公民館に行ったと述べた旨の記載がある。他方、本件犯行発生直後の捜査段階から確定裁判の公判段階、再審請求審の審理段階を通じて、一貫して、奥西楯雄方から請求人の後を追って公民館へ行った後、奥西楯雄方に雑巾を取りに戻り、再び奥西楯雄方から公民館へ向かった時に途中で石原房子と出会って共に公民館に行ったのであり、それゆえ、坂峰が奥西楯雄方に雑巾を取りに戻るため公民館を出てから再び公民館に到着するまでの約10分間、請求人が1人で公民館にいたと供述しているものであり、これは、石原房子、新矢了、井岡百合子等の関係者の供述とも符号していて信用性が高いと認められるのに対し、中西ノートの上記記載は、これらと符号せず、その記載形式からも、中西自身が坂峰富子から直接聞いたものではなく、他の捜査官から伝え聞いた情報を記載したもので、証拠価値が乏しいとして、明白性を認めることはできないとしたものである。

本事件では、前述のような経過を辿ることによって奥西氏は、長期にわたって人生の大半を獄中での生活を余儀なくされて今日に至っている。その間、非常にきびしい状況のなかで弁護人は、奥西氏本人の無実を訴え続けるために再審を7回請求し、ようやく2005(平成17)年4月5日、名古屋高裁刑事第一部は、「本件について、再審を開始

誤判と死刑 (2)

する。請求人に対する死刑の執行を停止する」との決定を下した。しかし、この決定に対して、4月8日検察官は異議の申立てをし、その結果、2006（平成18）年12月26日に名古屋高裁判事二部は、検察官の異議申し立を認めて再審開始の決定を取り消した。これに対して、弁護人は2007（平成19）年1月5日に決定を不服として最高裁に特別抗告をしたことにより、その後の審理は最高裁で継続しており、われわれとしてもその結果に重大な関心を寄せているところである。改めていうまでもなく、一日も早い再審の開始を待ち望んでいる。

なお、本事件については、三原憲三＝大矢武史編著『名張毒ぶどう酒殺人事件に関する資料集〔――再審開始の異議審を巡る問題について――〕』（平成21年）を参照せられたい。

(2) 袴田事件

昭和41年6月30日午前1時50分ころ、静岡県清水市内横砂651番地の1（現在は静岡市清水区）の味噌製造会社（こがね味噌）の専務取締役方で火災が起き、鎮火後、焼け跡から専務一家四名の死体が発見されたが、それらの死体に多数の刺切創があり、焼け焦げた各死体の着衣等に油臭があったこと、被害者方から現金入り金袋が持ち出された疑いがあったことなどから強盗殺人、放火事件として捜査が開始された。そして、こがね味噌が従業員に支給していた雨合羽が現場に遺留されていたこと、被害者方の裏側にあるこがね味噌の工場内において血液反応が認められたこと等から、犯人は会社の内情に詳しい者であるとの疑いが強まり、こがね味噌の従業員であった袴田巖（工場内の従業員寮に住んでいた。当時30歳）の部屋にあったパジャマから袴田巖以外の者の血液反応が出たこと、袴田巖が事件直後指に怪我をしていたこと、事件当日は袴田巖は自室で一人で寝泊りしていたこと等から袴田巖が犯人と疑われ、逮捕、勾留⁽¹⁾された。

袴田巖は、当初否認していたが、身柄拘束後しばらく経ってから司法

警察員、検察官に対して自白し、起訴され、その後も取調べを受け、犯行を認めていたものの、起訴後第一回公判において本件犯行を全面的に否認し、以後一貫して無罪を主張⁽²⁾した。

裁判の結果、袴田巖被告に、昭和43年9月11日、静岡地方裁判所で死刑判決が言い渡された。これに対して被告人は冤罪を主張して、ただちに控訴する。東京高等裁判所は昭和51年5月18日に「控訴を棄却する」の判決を受け、翌日に上告する。昭和55年11月19日に最高裁判所において「上告を棄却する」の判決が言い渡されたことによって、袴田の死刑判決が確定⁽³⁾した。この判決に対して、昭和56年4月20日に再審請求を申し立てるのですが、平成6年に静岡地裁で、平成16年には東京でそれぞれ棄却されて現在は最高裁に特別抗告中である。

(1) 判例時報1522号40頁。

(2) 判例時報1522号40頁。

(3) 判例時報1522号48頁。

参考文献等は次号で示す予定である。

(3) 布川事件

事件の概要

1967(昭和42)年8月30日の朝、茨城県北相馬郡利根町大字布川2536で独り暮らしの玉村象天さん(当時62歳)が、大工仕事を依頼しに来た近所の人によって自宅八畳間で他殺体で発見された。

捜査機関による死体検視と現場検証によれば、玉村さんの死亡推定時刻は8月28日の午後7時から11時頃であるとされた。玉村さんは、両足をタオルとワイシャツで縛られており、首にはパンツが巻きつけられた上、口にパンツが押し込まれていた。死因は絞殺による窒息死であると判明した。現場の状況は玄関と窓は施錠されていたが、勝手口はわず

誤判と死刑 (2)

かに開いていた。室内は物色した形跡が認められたが、何を盗まれたかは判明せず、玉村さんは個人的に金貸しを行っており、現金(10万7000円を強取)もしくは借金の借用書などが盗まれた可能性があった。唯一判明したのは男性が普段使用していた「白い財布」が発見されなかったことである。また、現場から指紋43点が採集された。

玉村さんの自宅付近で午後8時頃に不審な二名組の男性の目撃情報があり、その情報から当時20歳の桜井昌司と21歳の杉山卓男の二人が別件で逮捕され、深夜におよぶ長時間にわたるきびしい取り調べの結果、それに耐えきれず両名共に強盗殺人を自白し、同年12月28日に起訴された。しかしながら両名と強盗殺人とを結び付ける証拠は一切なかった。

公判で桜井、杉山の両名は「自白は警察に強要されたものであり、強盗殺人はしていない」として、全面否認したが、1970(昭和45)年10月6日に第一審の水戸地裁土浦支部は「自白は信用できる、やっていない者が自白できるはずがない」と無期懲役の判決を言い渡し、1973(昭和48)年12月20日の第二審の東京高裁では「ほかに犯人がいるのではないかと疑わせるものはない」として控訴を棄却し、1978(昭和53)年7月3日に最高裁で上告が棄却され、桜井、杉山の両名とも無期懲役が確定した。

千葉刑務所に収監されていた両名は、実に29年の獄中生活を送った後、1996(平成8)年11月に仮出獄したが、現在まで無実を訴えており、そのことから1983(昭和58)年12月23日に被害者の死亡時刻に誤りがあるとする法医学者の鑑定などを新証拠として第一回の再審請求を申し立てたが、1987(昭和62)年3月31日、水戸地裁土浦支部はこれを棄却し、東京高裁も1988(昭和63)年2月22日、この棄却決定を支持して即時抗告を棄却、つづいて、最高裁も1992(平成4)年9月9日、特別抗告を棄却した。

さらに、民間人の有志による「布川事件を守る会」が2001(平成13)年に第二次再審請求を水戸地裁土浦支部に申し立て、2005(平成17)

年9月21日に再審の開始を決定した。これに対して、検察側が東京高裁に即時抗告したため、再審の開始決定の是非に関する審理が行われたが、2008（平成20）年7月14日、東京高裁（門野博裁判長）は再審の開始決定を支持し、検察側の即時抗告を棄却した（判例タイムズ1290号〔2009・5・1〕）。しかし、検察側が「重大な事実の誤認がある」として最高裁に特別抗告をしたことにより、現在も審理が継続中である。

その後、2009（平成21）年12月14日、最高裁第二小法廷（竹内行夫裁判長〔決定は同小法廷の四裁判官全員の一致〕は、自白の信用性を疑問視して再審の開始を認めた東京高裁の判断に「誤りはない」として、検察側の特別抗告を棄却する決定を下し、そのことにより再審の開始を認めた水戸地裁土浦支部の決定を支持した東京高裁の決定が確定したことになり、2人の再審の開始が確定した。それにより今後は、水戸地裁土浦支部で再審の裁判が開かれ、その結果、無罪判決が言い渡される公算が大きいといえよう。

参考文献

- 小田中聰樹「冤罪はこうして作られる」
- 伊佐千尋「舵のない船——布川事件の不正義」
- 佐野洋「檻の中の詩」〔増補版〕
- 布川事件研究会「布川事件の問題点について」法学セミナー259号
- 小田中聰樹ほか＝再審・えん罪事件全国連絡会編「えん罪入門」
- 布川事件弁護団編「崩れた自白 無罪へ/冤罪・布川事件」
- 桜井昌司「獄中詩集 壁のうた」
- 清水誠＝小田中聰樹「布川事件の最高裁決定について」法学セミナー283号
- 大出良知「布川事件再審請求審理の現段階」法学セミナー388号
- 村岡啓一「布川事件即時抗告審決定の意義と今後の課題」〔法律時評〕法律時報80巻11号
- 豊崎七絵「布川事件再審開始決定の意義と刑事手続・再審の改革課題」〔法律時評〕法律時報77巻13号
- 豊崎七絵「再審・布川事件 即時抗告審決定の意義」法学セミナー648号

誤判と死刑 (2)

清水誠「布川事件再審開始決定に想う」法学セミナー 613号

柴田五郎＝桜井昌司＝杉山卓男「講演 日本の冤罪—布川事件—」龍谷法学 37
巻1号

豊崎七絵「再審請求審における証拠の明白性の判断方法——布川事件再審開始
決定」法律時報 78巻13号

(4) 福岡事件⁽¹⁾ (福岡ヤミ商人殺人事件)

戦後まもなく発生した「福岡事件」については、長くなるけれども事件の概要を判例のなかから引用すると、次のようになる。

「……………西武雄は、昭和22年4月末頃以来、軍服等架空の品物の取引に藉口して金員を入手すべく、もしこれに成功しない場合には、取引の相手方を殺害して金員を強奪しようと計画し、同年5月初頃、まず、その見本とすべき夏物軍服上衣、袴下、軍用夏シャツ等入手して、これを福岡市住吉新屋173番地ブローカー熊本文造(当時41年)に交わし、同人及び日本人仲介者数名を介し、同月中旬頃、同市春吉3番丁衣類商翁祖金(当時40年)始め劉徳鈿、薛勝雄、葉坤林、林華利等中国人5名に対し、これが売込み方を申入れて、その取引の交渉を押し進める一方、他面、前記劇団芸能社経営当時の輩下であった被告人黒川明に右計画を逐次打明け、同被告人も亦これに同意し、ここに右被告人兩名は、前記計画の実行方を共謀し、その実行に必要な拳銃入手の方便として、福岡競馬のことに関し、福岡の親分野村某と、久留米の親分原口某との間に、喧嘩が行われる旨架空の事実を作為し、同月19日前記劇団芸能社経営当時の会計係であった被告人藤川清に対し、こもごも右喧嘩の野村親分応援のため入用であると告げて、拳銃の入手斡旋方を依頼し、同被告人は更に被告人押川栄治に之を依頼し、被告人岸文彦の紹介で右兩人から予て所持する拳銃の貸与方依頼を受けた被告人石井健治郎は、翌20日午後4時頃、拳銃貸与の目的で、前記被告人藤川、押川、岸と共に、福岡市西大学前町1135番地福岡旅館に赴き、被告人西、黒川の兩名と面接し、被告人西の求めに応じ、所携の拳銃一挺に実砲4発を添え、

更に被告人岸及相被告人牧頼一をして同所に持参させた14年式拳銃一挺を合せて代金5万円で、被告人西に譲渡することを承諾し、かくして被告人西は、拳銃の入手に成功するや、他面前記熊本文造と連絡し、軍服取引の関係者を同市西堅粕元町309番地浜利飲食店に連行すべきことを打合せておき、その間被告人石井、藤川、押川等に対し、漸次計画の実相を打明け、事の成行によっては、まず被告人黒川が取引の相手方2名を誘い出し、次いで、被告人西が残りの者を連れ出し、逐次相手を殺害して、その所持の金員を奪取すべく、計画の実行に関する大略の構想を表明し、被告人石井亦右計画に加担し、前記拳銃をみずから使用して、その実行の一部を分担すべきことを引受け、被告人西は、同日夕刻被告人藤川を、前以て取引物件の仮装の売主となることにつき承諾を得ていた同市西堅粕5丁目中島園一方につかわして、やがて被告人西等が出向くべきことを申し伝えさせ、間もなく、同日午後7時頃、被告人西、黒川、押川、石井、岸は相被告人牧と共に相前後して、福岡旅館を出発し、被告人西は、押川、牧の両名を伴い、他の被告人等と一旦行を別して、前記浜利飲食店附近に赴き、被告人押川、藤川等を同所に待たせておき、来合せた熊本文造と共に同飲食店に入り、同店で前記翁祖金、劉徳鈿等中国人両名が軍服買受代金70余万円を準備し、吉田綱吉、古川稔等日本人数名の仲介人と共に、待合せているのに面接し、熊本と共に、翁祖金に対し、取引の保証金として10万円の交付方を申出で、同人をして右70万のうちから現金10万円を熊本に手交させた上、熊本よりこれを受取り、翁、熊本を近隣の前記中島園一方に同道して、右中島に該10万円を渡し、一時保管方を依頼したが、残金60余万円については、翁等の方で、現金引換でなくては容易にこれを交付すべくもない模様であったので、被告人西は、ここに愈々予ての計画どおり、取引の相手方を順次誘い出し、これを殺害して右残金を強奪する外はないと考え、翁等がしきりに現品の受渡しを要望している心情をとらえてこれに乗り、現品積込現場への案内に藉口し、翁、熊本の両名を前記浜利飲食店前で、

被告人黒川に引渡し、被告人黒川は、被告人西の右意をうけ、兩名を誘導して、予定現場の同市堅粕東新町福岡工業試験場附近に到り、倉庫を開く準備をすると称して、右兩名を一時同所附近に待たせておき、同所と被告人、石井、藤川、押川等の待機場所との間を数回往復して、機の熟するを待ち、この間被告人藤川は、被告人西、黒川等の意図が金員強奪の目的を以て人を殺すにあることを知りながら、これを援助する意図を以て、被告人押川より拳銃を受取りしも、翁等が逃げ出す場合にはこれを脅して被告人西、黒川等の計画遂行を容易ならしむべく、附近路傍ポプラの下に蹲んでひそかに翁等の動静を見守り、被告人押川も亦同様、被告人西、黒川等の意図が金員強奪の目的を以て人を殺すにあることを知りながら、これを援助する意思を以て、附近の麦畑の中に身をひそめて、事の成行を注視し、被告人石井は、前記の如く、被告人西、黒川等の計画に加担し、その実行行為の一部を分担遂行する意思を以て、前記福岡工業試験場横門前路上に臨み、同所において、被告人黒川が誘導して来た翁、熊本の兩名に出会い、被告人黒川と熊本を一時同所から待避させ、翁と約一間半を隔てて相對峙する姿勢となるや、所携の前記拳銃を以て、いきなり、翁を目がけて発射し、胸部に命中させてその場に昏倒せしめ、次いで熊本が事の意外に驚いて周章、翁の身近に立ち現われるや、更に同人に対し、右拳銃を以て第二弾を発射し、その左胸部に命中させて同じくその場に昏倒せしめ、被告人岸は、予て被告人藤川より被告人西、黒川等の前記拳銃入手の目的が喧嘩にあるものと聞知し、時宜によっては、同被告人等に助勢する意思を以て、被告人黒川より前以て受取っていた日本刀を携えて、被告人石井に追隨し、前記現場附近の路上を往来しているうち、翁及び熊本の兩名が右のように被告人石井に撃たれて路上に昏倒せしめられるや、直ちにその場に馳せつけ、被告人黒川も亦現場に参会し、死期にある翁、熊本の兩名に対し、被告人黒川は、所携の匕首を以て、その名頸部を順次に斬りつけ、翁に対しては頸部諸筋を損傷する左右頸部切創、熊本に対しては、内外頸動脈を

完全に横切る左頸部切創をそれぞれ蒙らしめ、被告人岸は、殺害の意思を以て、前記日本刀で二回にわたり、何れも熊本の背部より胸部を貫き、刃先が地面に達する程度に強く突きとおし、かくして被告人黒川は、直ちに前記浜利飲食店に引返し、被告人西及び架空取引の相手方劉徳鈿等に対し、現品のトラック積込終了の旨を報告し、被告人西は、同所で右劉等に対し、残金60余万円の交付方を強要したが、劉等において、あくまで現品引換を主張峻拒したため、その目的を達せず、被告人石井と共に、前記中島園一方に赴き、さきの現金10万円の交付を受けた上直ちに他の被告人等と逃走し、ここに、被告人西、黒川、石井の三名は、金員強奪の目的を以てする翁及び熊本の、被告人岸は殺意を以てする熊本の各殺害行為を遂行し、因って翁に対しては、その胸部より左肺、心臓を貫通する盲管拳銃創に基く失血により、熊本に対しては、その胸部より左肺、心臓、肝臓を貫通する盲管拳銃創等に基く失血により、いずれもその受傷後間もなく、その場で絶命させて、右兩名を順次に殺害し、被告人藤川、押川の兩名は、被告人西、黒川、石井等の右犯行援助の意思を以て、その実行について、それぞれ前記のような支援を与え、右犯行を容易ならしめて、これを幫助し、……⁽²⁾」。

本件については、いくつかの疑問点が出されている。それは犯行に使用された凶器のことであり、当時の第二次世界大戦後の複雑な国民感情を意識せざるを得なかったことが指摘されている。この点につき同事件は冤罪であるとして救援活動の先頭に立った古川泰龍氏を忘れることはできないであろう。

- (1) 福岡事件とは、第二次世界大戦後の混乱期の1947年に福岡市を舞台にして発生した事件である。このことから当時は福岡ヤミ商人殺しと呼ばれた。
- (2) 昭和26年11月27日、福岡高裁判決よりの引用である。

第一審 昭和23年2月27日、福岡地裁 西武雄、石井健治郎の兩名

誤判と死刑 (2)

とも死刑

第二審 昭和 26 年 11 月 27 日, 福岡高裁 控訴棄却

第三審 昭和 31 年 4 月 17 日, 最高裁 上告棄却

確定判決後, 数次にわたって再審請求をするも, いずれも棄却される。

西は 28 年間の獄中生活の果てに, そして五回の再審請求はすべて退けられて, 昭和 50 年 6 月 17 日に死刑を執行された。一方, 石井は同日, 個別恩赦で無期懲役に減刑されて熊本刑務所へ移され平成元年末に仮釈放された。

参考文献

今井幹雄『誤殺』(1983 年 東方出版)

古川泰龍『福岡, 中国人プロカー殺し殺人請負強盗殺人事件真相究明書』(1963 年 コスモス社非売品)

古川泰龍『白と黒のあいだ』(1964 年 河出書房新社)

古川泰龍『叫びたし寒満月の割れるほど』(1991 年 法蔵館)

佐久間哲「なぜ私が助かったか——恩赦の明暗——」『死刑に処す——現代死刑囚ファイル』(2005 年 自由国民社) 所収

日本弁護士連合会編『再審』(1977 年 日本評論社) 297, 351 頁。

日本弁護士連合会編『続・再審』(1986 年 日本評論社) 410, 439 頁。

『福岡犯罪 50 年史』(夕刊フクニチ新聞社)

平成 20 年 9 月 14 日付朝日新聞〔無実信じて 心の叫びは生き続ける〕

(5) 榎井村事件

事件の概要 (日本弁護士連合会=香川県弁護士会の『やっつらんもんはやっつらん—榎井村事件再審無罪への道上巻』から転用させていただいた)

「榎井村事件……弁護団では, こう呼んでいるが, 再審開始決定及び無罪判決は榎井事件と呼んでいる。

昭和 21 年 8 月 21 日午前 2 時ころ, 四国の香川県仲多度郡榎井村字六

糸の高田喜三郎邸内に二人組の男が侵入し、同家表庭で高田喜三郎を拳銃で射殺し、逃走するという事件が発生した。吉田勇と浅野英明が犯人として誤った有罪判決を受けた（但し、浅野は住居侵入のみ）。榎井村事件が発生したこと自体は、吉田勇は知っていたものの、浅野英明は知らなかったが、当時二人はそれぞれ満18歳、19歳であった。榎井村は、海の神様として全国的に有名な「金比羅【こんびら】さん」のある琴平町に隣接する村だったが、その後琴平町と合併し、現在では琴平町になっている。」

「高田喜三郎方の南に隣接して琴平煙草配給所があり、西方70～80メートルのところは大野ハツエ方があった。確定裁判における高田チトセの証言等によれば、事件の状況は次のとおりである。高田喜三郎（当時43歳）、高田チトセ（当時39歳）の夫婦は、8月20日午後11時半ころ戸締まりをして就寝した。高田夫婦がいくらか眠ったころ、琴平煙草配給所の夜警が高田方庭内に入って来て「門が開いているが誰か外に出ているのか」と注意してくれたので「誰も出ていない。表門は昨夜閉めて寝たが」と答え、夫婦で寝床から起き上がり、夫婦が前後して玄関口の潜り戸を開いて外に出た。外に出た高田喜三郎は表門を閉めに行った。このとき門の内側の合わせ目を縄で縛っておいた。その間、高田チトセが母屋の西側にある納屋の方を見たところ、母屋と納屋の間の入り込んだ所で白いものを見つけ、うずくまって隠れている人影を見た。高田チトセは、表門を閉めて母屋玄関口まで帰って来た夫に「そこに人が隠れているようだ」と小声で伝え、時刻を確かめるため一旦家の中へ入り玄関の次の間の柱時計を見ると、午前2時15分であった。そして、玄関の潜り戸から一歩外へ出ようとしたところ、高田喜三郎が鋏を振り上げて、白いパナマ帽を被り拳銃を突き出している男と対峙しているのが目に入った。その男の後方にもう一人の男がいるように感じたが、その直後拳銃が発射され、2人の男が急いで表門の方へ逃げるのを目撃した。高田チトセが駆け寄ると、高田喜三郎はうつ伏せになって倒れ、抱

き起こしたが絶命しているように見え、一言も発しなかった。」

「また、8月21日の夜は朧月夜であったが、大野ハツエは午前2時ころ、自宅表で子供に小便をさせながら外を見ていると自宅前の、高田宅方面に通じる小道を白い帽子を被った男ともう1人の男の2人連れが通って行き、高田宅の塀に姿を消したのを目撃した。その際、その2人連れの年格好、身長、体格も目撃している。現場には、高田喜三郎の身体を貫通した実包弾体などが落ちており、現場付近の芋畑には、犯人が遺留したとされるパナマ帽が落ちていた。また、場所は不明だが、現場付近に短刀(匕首)の鞘も落ちていた。」

「その実包弾体の線条痕検査はどうなったのか、大野ハツエの目撃した2人連れの年格好、身長、体格が吉田勇、浅野英明のそれと符合するのか、現場に落ちていたパナマ帽は果たして吉田勇のものか等々については、新規証拠が出現している部分もあって、この紙幅では正確に論じることが困難である。弁護団の最終意見書や本文を参照されたい。」

「吉田勇……………本件榎井村事件の再審請求人。平成5年11月1日再審開始決定を得て、平成6年3月22日無罪判決を受ける。事件発生から48年間苦闘して冤罪を晴らした。」

「昭和2年10月11日香川県高松市で、桶屋を営む家の次男として出れ高等小学校卒業後、14歳で造船会社の工具となる。浅野英明とは、ここの工具仲間として知合った。満15歳になるのを待って兵役を志願し、合格する。その後、浅野英明らとともに呉の海軍工廠に徴用される。昭和19年、丸亀連隊に入隊し、その後高知へ移動し、米軍の本土上陸に備え、そこで終戦を迎える。昭和20年9月高松市に帰る。昭和21年1月ころ、興行師の組である中塚組に入りその後浅野英明も入った。中塚組でもすることがなく、建築の仕事を1～2ヵ月したが、建築材料がなく、大したこともせず終わった。敗戦後の混乱期で仕事がないので、浅野英明らとともに、昭和21年5月から、専売局へ侵入して煙草を盗むなど、いくつかの罪を犯す。同年8月28日、高松地方専売局へ侵入

した件で行政検束により身柄を拘束され、その後榎井村事件の嫌疑をかけられて、田中警部補が浅野英明から違法な方法で獲得した自白を決め手として、榎井村事件でも浅野英明とともに裁判にかけられた。吉田勇は、榎井村事件については、終始一貫、身に覚えがないと否認し、最高裁まで争ったけれども、窃盗などの罪と合わせて宣告された懲役15年の刑が昭和24年4月28日に確定し、服役した。サンフランシスコ講和条約締結に伴う恩赦などにより、昭和30年5月仮出獄。その後直ちに、裁判のやりなおしのため、仕事をしながら、事件関係者の所在捜し、事情聴取などの調査活動を開始する。昭和39年に至り、ようやく浅野英明の所在を突き止める。その後、裁判のやりなおしを、いろいろな弁護士に依頼するも引き受けてもらえなかった。昭和61年に東京の弁護士に教えられて、香川県弁護士会人権擁護委員会に、再審のための人権救済申立をする。これによって、ようやく再審への道筋がついた。なお、この間、昭和31年に愛媛県今治市に転居し、昭和54年前後に1年半くらい郷里の高松市に帰っていたほかは、現在も今治市に住んでいる。古鉄回収業、造船関係などの仕事に従事する。最初の妻は病死。再婚後、二人の娘をもうけたが、再審請求のため妻子に迷惑をかけたくないこともあって、昭和61年に離縁する。現在ひとり暮らしで、不動産業の手伝いをしている。」

「浅野英明……吉田勇の友人で昭和2年3月6日、現在の高松市で出生している。終戦は、呉の海軍工廠で迎える。榎井村事件には自分も関与していないのに、違法な長期拘禁や田中晟警部補の偽計などにより、吉田勇と一緒に住居に侵入し、吉田勇が拳銃を発射した音を聞いたという嘘の自白をさせられた。確定裁判でも嘘の自白を翻し、本当のことを言ったのだが、裁判所の信用するところとはならなかった。同人は、吉田勇を冤罪に陥れたことで懊悩、悔悟し、腹の底から笑える日々はなかったという。今回の再審でも真実のことを証言し、他の新証拠とあいまって、今度こそ裁判所に信用された。郷里の高松市を離れ、昭和30

誤判と死刑 (2)

年から信越地方に住んでいる。吉田勇は、裁判のやりなおしをするため、この人物の所在を懸命に捜し求め、昭和39年に至り、ようやくその所在を突き止めたのである。」

「高田喜三郎……榎井村事件の被害者で自分の家の庭で、犯人に拳銃で射殺された（当時43歳）。

高田チトセ……千歳ともいい、被害者の妻で、自分の夫が射殺されるところを目撃していた（当時39歳）。

大野ハツエ……被害者宅の隣りに住む人で犯行時の物音を聞いたり、真犯人の服装、年格好などを目撃した。

周徳……吉田勇の知り合いで現場遺留のパナマ帽を吉田勇に買与えた人物とされているが、同人と吉田勇はそれを完全に否定する。昭和20年代に日本から台湾に帰り、現在も台湾に居住している。

吉田悟……吉田勇の実兄で捜査官から強制され、パナマ帽のことで、吉田勇に不利な、虚偽の供述をさせられた。」

「三上マサノ……事件当時、吉田勇と内縁関係にあった女性で行政検束による違法な身柄拘束を受けて、現場遺留のパナマ帽のことで、吉田勇に不利な、虚偽の供述をさせられた。」

「佐久間富夫……丸亀の帽子店の経営者で捜査側は、吉田勇がこの店で現場遺留のパナマ帽を入手したと考えていた。」

「増田忠男……吉田勇の友人で、琴平に居住。吉田勇は昭和21年5月ころ、父から貰って被っていたパナマ帽と同人の鳥打ち帽を交換したが、同人は強制的な取り調べによって、パナマ帽を吉田勇に返したという虚偽の供述をさせられた。」

「堀口清茂……吉田勇の友人で榎井村事件が発生した夜は、吉田勇、佐々尾末伸とともに、高松市の李西華の家に泊まっており、確定裁判の第一審と控訴審で、その旨吉田勇のアリバイの存在を証言した。」

「李西華……吉田勇の友人で榎井村事件が発生した夜は、高松市の同人の家に、吉田勇、佐々尾末伸、堀口清茂が泊まっており、確定裁

判の第一審で、その旨吉田勇のアリバイの存在を証言した。また、拳銃にも関係しているとされていた。」

「佐々尾末伸……吉田勇の友人であり、榎井村事件以外の窃盗事件の共犯者の一人。榎井村事件が発生した夜は吉田勇、堀口清茂とともに、高松市の李西華の家に泊まっていた。」

「川口竹次郎……榎井村事件の日の朝、李西華の家に泊まっていた吉田勇、佐々尾末伸、堀口清茂が李西華の家を出て、途中、川口竹次郎が魚を捕る網をあげているのを見物した。確定裁判の第一審で、同人は、魚を捕る網をあげていたことがある旨証言した。」

「高倉英則……吉田勇の友人であり、榎井村事件以外の窃盗事件の共犯者の一人で同人は警察で身柄拘束中、吉田勇が別の拳銃を持っていたと虚偽の供述している。また、同人自身、拳銃にも関係しているとされている。」

「山岡年政……事件当時、広島県呉市に居住していた。浅野英明が山岡年政から短刀（匕首）をもらったと虚偽の自白をした。確定裁判の控訴審で、「短刀を浅野に交付したことはない」と証言した。」

「藤田多己男……浅野英明の自宅のごく近所に住んでいた人で確定裁判の第一審と控訴審で、榎井村事件発生の日浅野が高松市の自宅にいたことを証言した。

川井トキヨ……右同。但し、同人が証言したのは、第一審においてのみ。」

「田中晟……事件当時、警部補。偽計を用いて浅野英明から虚偽の自白を引き出す。財田川事件でも谷口繁義から虚偽の自白を引き出したが、のちに再審無罪となる。香川県綾歌郡府中村人妻殺害事件でも、被害者の夫から虚偽の自白を引き出したが、のちに真犯人が逮捕された。自白を偏重し、見込み捜査にも強引な捜査官。榎井村事件でも、早くから吉田勇、浅野英明に狙いを付けて、見込み捜査をした。」

「市原庄八……確定裁判（第一審、控訴審、上告審）における吉田

誤判と死刑 (2)

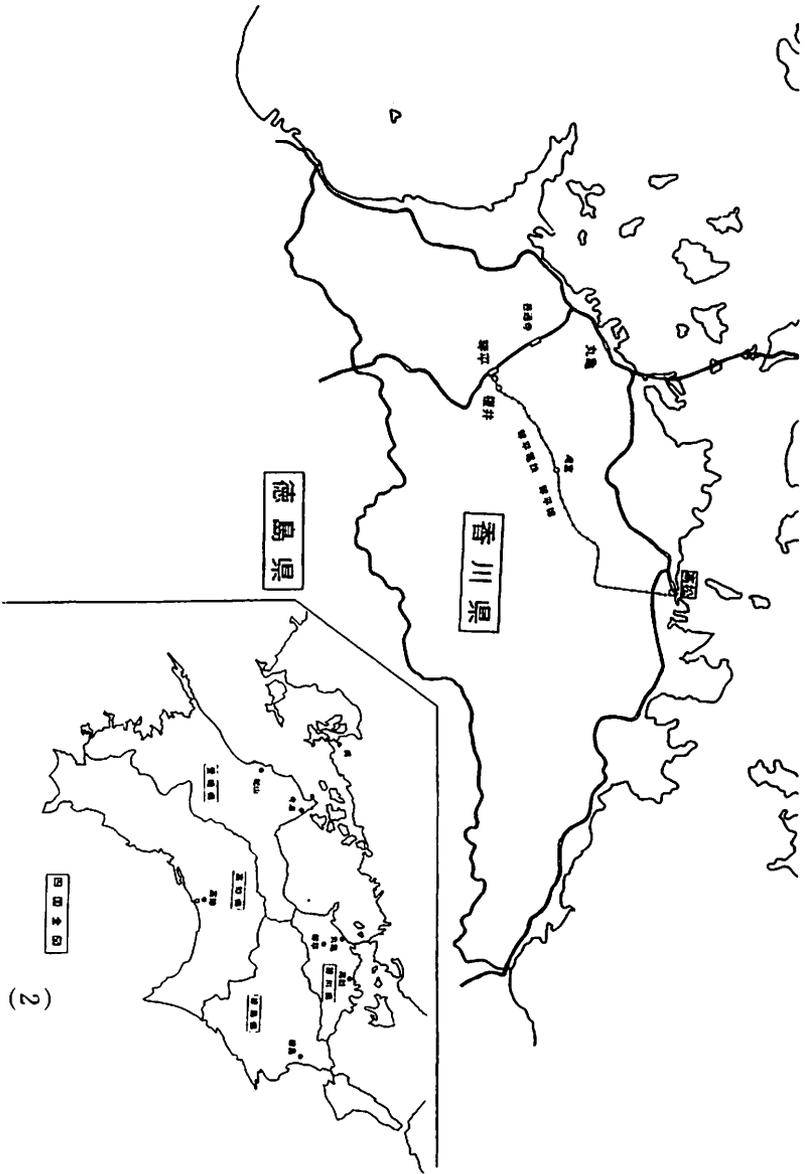
勇の弁護人。

近藤勝……………確定裁判（第一審のみ）における浅野英明の弁護人。

十河清行……………本件の捜査、予審を担当した検察官。

横江文幹……………本件の予審判事⁽¹⁾」

論説

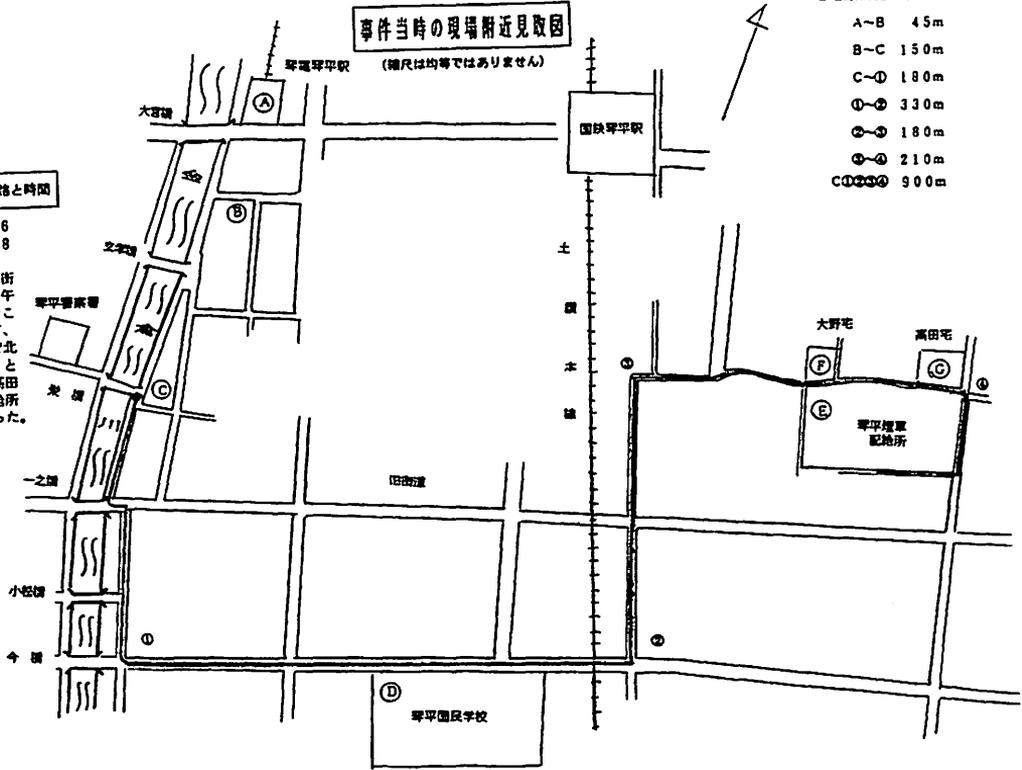


(2)

- A = 琴電琴平駅
- B = 遊廓入口
- C = 琴平警察署の儀 (衆議)
- D = 琴平国民学校
- E = 琴平煙草配給所
- F = 大野ハツエ宅
- G = 高田宅

浅野自白による吉田勇・浅野の行動経路と時間

浅野は吉田勇と昭和21年8月20日午後6時頃琴電互町駅(高松市)を出発し、同8時頃琴電琴平駅(A)に到着した。自分たちは別々に午後8時頃から遊廓街(B以南)で素見して時間待ちし、21日午前0時過ぎ、衆議(C)で落ち合い、そこから二人で南にある新街道(①)に出て、琴平国民学校(D)の前を過って、②で北に折れ、③で東に折れて、大野宅(F)と琴平煙草配給所(E)の間を過って、高田宅(G)の東南角(④)から両煙草配給所東側に出た。その時が午前2時頃であった。その後二人で高田宅境内に入りました。



各地点間の距離 (m)

A-B	45m
B-C	150m
C-①	180m
①-②	330m
②-③	180m
③-④	210m
C①②③④	900m

- (1) 「事件内容と主要登場人物の紹介」については、日本弁護士連合会＝香川県弁護士会「やっとなんもんはやっとなん——榎井村事件再審無罪への道上巻」vii頁以下から引用させていただいた。お礼を申し上げます。
- (2) 前掲書xiiiから転用させていただいた。
- (3) 前掲書xivから転用させていただいた。

第一審 昭和22年12月8日、高松地裁 吉田は無期懲役、浅野は懲役6年

第二審 昭和23年11月9日、高松高裁 吉田は懲役15年

第三審 昭和24年4月28日、最高裁第一小法廷 上告棄却

再審請求

再審請求 平成2年3月19日再審を請求（高松高裁）平成5年11月9日再審開始決定（判例時報1509号146頁以下）平成6年3月22日無罪の判決（判例時報1523号155頁以下）

参考文献

大出良知＝川崎英明「総合評価こそが誤判救済の道…榎井村事件再審開始決定の意義」法学セミナー469号

「逮捕から四七年ぶり開いた榎井村事件の“再審の門”再審（TREND）」週刊時事35（43）1993年

庭山英雄＝川崎英明「明白性と新規性…榎井村事件再審請求の現段階」法律時報64巻8号

三野秀富「榎井村事件再審請求の経過とその内容（人権侵害の根絶をめざして19）自由と正義41巻7号

吉田茂「榎井村事件無罪への道——再審弁護団に加わって」週間法律新聞1144号

日本弁護士連合会＝香川県弁護士会「やっとなんもんはやっとなん——榎井村事件再審無罪への道」（1994年

榎井村事件総括文書刊行委員会「やっとなんもんはやっとなん 続編」（1995年

誤判と死刑 (2)

(6) 龍門事件

事件の概要

1953 (昭和 28) 年 1 月 12 日、和歌山県那賀郡龍門村にある九頭竜神社の烏居のそばの谷川で粉河町にある紀陽銀行粉河支店に勤務していた柑本圭子さん (19 歳) の女性の無残な死体が発見された。事件後同じ部落の農家の主人である福本政雄 (62 歳) と同家の作男金田勝馬 (18 歳) が逮捕され、金田が主人の福本と共謀し、被害者に恥をかかされた恨みを晴らすため、待ち伏せをし、棍棒で殴ったが顔を見られたため殺した旨供述したため、⁽¹⁾「福本政雄、金田勝馬の両名は共謀のうえ、柑本圭子を殺害せんことを企て、昭和 28 年 1 月 12 日午後 6 時 30 分頃、前記神社附近道路上で被告人金田勝馬において所携の棍棒を以って同所を通行中の柑本圭子の頭部を数回強打し、更に被告人福本政雄において同女の頸部を手にて強圧して死亡させた」として殺人・窃盗罪として起訴された。⁽²⁾

(1) この点については、森長英三郎「烏居は知っている——竜門殺人事件の場合——」法学セミナー 60 年 11 月号 66 頁以下にくわしい説明があるので参照されたい。

(2) 事件の概要については、日本弁護士連合会編「続・再審」414 頁から引用した。

確定判決

第一審 昭和 28 年 11 月 13 日、和歌山地裁 福本は無罪、金田は懲役 5 年

第二審 昭和 29 年 12 月 4 日、大阪高裁 原判決を取り消して、福本は懲役 8 年、金田は懲役 6 年 (高刑集 7 卷 11 号 1676 頁) 金田は服役する

第三審 昭和 34 年 6 月 9 日、最高裁第三小法廷 福本だけにかかる上

告審判決は、上告棄却

再審請求

再審請求 昭和36年3月29日再審を請求（大阪高裁）昭和45年4月28日棄却決定

異議申立 福本は異議申立を行なったが、昭和45年8月4日死亡する。

本件につき日本評論社刊の「日本の冤罪」275頁によれば「一審は、少年の共犯自白の信用性を否定して福本に無罪、少年に懲役5年乃至10年の不定期刑を言い渡した。ところが、二審は、共犯関係を認め福本に懲役8年、少年に同6年を言い渡した。少年の自白に不自然、不合理な点があるだけでなく、犯行時に着用していたとされる衣類の血痕などに拭い難い疑問がある。」と説明されている。思うに、本件においても共犯の見込捜査によって、福本と金田を逮捕している。そして、翌日に少年が福本と共謀して圭子さんを殺したことを自白した。しかし福本は否認をつづけ、少年も一時は、福本は関係がないとの供述をするが、公判では共犯関係を主張するという一貫性を欠く疑問のある事件であるといえよう。

(7) 米谷事件

事件の概要

米谷四郎は昭和27年2月25日午後7時頃、青森県東津軽郡高田村（現在青森市）大字小館字桜苅164番地 寡婦川村すな（明治28年2月21日生、当時57歳）方四畳半の間で同女と対談中俄に劣情を催し、同女に対し情交を迫ったが拒否されたため強いて同女を姦淫しようと決意し、いきなり手拳を以て同女の胸部を突きそのため同女が倒れると同女を隣室六畳間の寢床まで抱きかかえて仰向けに倒したが、尚抵抗するので同女の頸部を着衣の襟を両手で持って絞めたところ力余ってその場で同女を窒息死に致らせ（姦淫自体は結局所期の目的を遂げず）たものである。⁽¹⁾この事実に対して、同年3月青森地検は米谷四郎を起訴し、同年

誤判と死刑 (2)

12月5日青森地裁は懲役10年の判決を言い渡した。本件においては血液型鑑定が大きな争点となった。裁判所は、遺留精液の血液型はA型であり、米谷の血液型もA型である。したがって、米谷の血液型と遺留精液の血液型とは一致することになると結論づけた。この判決に対して控訴が申し立てられたが棄却となり、上告を断念したことで判決が確定することになる。米谷は刑に服して昭和33年2月18日仮出所している。

その後、昭和41年4月上旬ころ別件(窃盗事件)で逮捕された被害者川村すなさんの甥の長内芳春が拘留先の警視庁本所署で川村さん殺害を自白する。そのため昭和42年2月東京地検は長内を真犯人として、すなわち、強盗殺人、強盗強姦未遂事件として、東京地裁に公判を請求した。しかし東京地裁は、昭和43年7月に長内に対して無罪を言い渡した。この判決に対し、検察側は長内が犯人であると主張のうえ控訴し、その審理の過程で犯行現場の検証、証人尋問、鑑定の実施をするとともに、最終的には名古屋大学医学部の教授に鑑定を依頼することにした。そして、昭和45年5月8日に依頼をした教授に対する鑑定人尋問をすることを決定し、このことを長内に通知した。ところが、名古屋への出張の前々日である同月6日に長内は勤務先のタクシー会社営業所内で自殺をするのである。したがって、公訴棄却の決定がなされるのである。

- (1) 第一審判決(青森地裁刑事部昭和27年12月15日)判例タイムズ301号128頁、日弁連『再審』(昭和52年)302頁

強盗殺人事件

青森地判昭和27年12月25日(懲役10年)判例タイムズ301号128頁
仙台高判昭和28年8月22日判例時報525号39頁 昭和42年8月青森地裁に再審請求

青森地決昭和48年3月20日(再審請求棄却決定・仙台高裁に即時抗

告) 判例タイムズ 301 号 96 頁

仙台高決昭和 51 年 10 月 30 日 (再審開始決定) 判例時報 838 号 3 頁

青森地判昭和 53 年 7 月 31 日 (再審無罪判決) 判例時報 905 号 15 頁

参考文献

竹澤哲夫 = 山田善二郎編「現代再審・えん罪小史」イコオリテイ 1993 年)

藤野英一「刑事再審雑考 (上)」警察研究 54 卷 11 号 3 頁以下

(8) 日野町事件

事件の概要

本事件は、1984 (昭和 59) 年 12 月 28 日の夜から、滋賀県蒲生郡日野町豊田で酒類販売店を営んでいた女性店主の池元はつさん (当時 69 歳) が行方不明になり、翌年 1 月 18 日に日野町内の宅地造成地で遺体が発見されたという事件である (死因は絞殺)。その後、4 月になって店からなくなっていた手提げ金庫が見つかり、池元はつさんを金品強取のために殺害したとして、事件発生から約 3 年後の 1988 (昭和 63) 年 3 月 9 日に、元工員の阪原弘氏 (2005 年時点で 69 歳、広島県尾道刑務所) が警察から呼び出され、連日にわたり暴行・脅迫を交じた長時間の取り調べを受け、その結果自白をし、3 月 12 日に強盗殺人罪の容疑で逮捕された。

阪原氏は、池元さんが行方不明になった日は、知人宅で酒を飲み、翌朝までその知人宅で寝ていたとのアリバイを主張しましたが、結果としてきびしい取り調べ段階で犯行を自白することになった。その背景には、取り調べ中に警察官から結婚を間近に控えていた娘について「嫁ぎ先をガタガタにしてやる」などと脅迫され、暴行も加えられたことや弁護士の見ても認められず連日、連夜の捜査担当の警察官に「自白」を強く迫られて、最終的には「調書」がとられたということである。

以上のことに対して一審の大津地裁は、「自白調書の内容は必ずしも

信用できないが………」としながらも二審の大阪高裁は「各間接事実
は、それだけでは阪原さんと犯行を結びつけるものではない………」と
しながら「自白には、疑問の残る部分もあるが、基本的な根幹部分は十
分信用できる」として有罪を言渡し、最高裁も2000(平成12)年9月
に事実誤認はないとして上告を棄却し、無期懲役が確定した。

以上のような経緯のなかでの警察の取り調べに対して、阪原氏は、「中
腰の姿勢で背後から首の前後を挟むように絞めた」と供述し、一審は、
この方法を前提として有罪判決を言い渡し、二審は「首を両手で絞めた」
と、具体的な方法には言及していない。そのため二審の裁判官は、審理
のなかでは矛盾に気づいていた可能性があったと考えられる。しかし、
犯人とされた阪原氏は、取り調べ過程で自白を強要されたものの、第一
審以来今日まで一貫して無実を叫び続けてきている。本件確定判決に
は、直接の物的証拠はなく、状況証拠も請求人と犯人を結びつけるもの
ではなく、任意性と信用性に疑問のある自白しかないという脆弱な証拠
に支えられたものであったといえよう。

2003(平成15)年からの再審請求審で、弁護団は天津地裁が選定し
た鑑定人が自白調書による殺害方法と過去の鑑定結果が整合しないとの
考えを示したりして、数々の新証拠を提出してきた。唯一の物証で物色
行為を裏付ける手鏡の指紋鑑定結果の誤りを当時の指紋鑑定官が認める
など、自白内容と客観的事実との矛盾も明らかになった。

次に再審請求審での最大の争点は、殺害方法である。弁護団は、再審
請求審で医師の分析をもとに、自白通りの殺害方法で生じると考えられ
る圧迫痕と遺体の首に残った損傷が一致せず不自然だと主張し、右斜め
後方から首を絞めて殺害したとする自白の信用性に疑問を呈した。しか
し、天津地裁の裁判官は、物証とは食い違う自白の矛盾を「3年以上も
経過した自白なので記憶違いと理解できる」としている。それについて
2006(平成18)年3月27日、天津地裁は再審請求棄却の決定を下した
(即時抗告)。

同地裁は、被害者の殺害態様に関する自白について、新証拠に基づき「客観的な事実との矛盾がある」と認定しながら、3年以上も経過した自白であることや、請求人の知的能力の低さを考慮すると自白の信用性に影響を与えないと判断した。その内容として「本人の自白は自発的」なもので、警察による鑑定結果と自白との食い違いは本人の「思い違い」などとしている。

参考文献

- 奥田律雄「第27回全国再審弁護団会議「徹底討論 日野町事件を考える——2006年3月27日棄却決定をめぐって」報告」再審通信2007年5月1日
- 遠藤達也「日野町事件報告〔大津地裁平成18年3月27日決定〕」再審通信2007年5月1日
- 石鯛亮太「日野町事件報告〔大津地方裁判所2006年3月27日決定〕」再審通信2006年10月1日
- 玉木昌美「現地報告 滋賀県えん罪 日野町事件阪原さん救出めざし即時抗告」人権と部落問題2006年8月
- 玉木昌美「日野町事件報告〔大津地方裁判所平成18年3月27日決定〕」再審通信2006年5月1日
- 齋藤保「刑事弁護に役立つ犯罪鑑識（7）嘱託鑑定は中立か——日野町事件再審請求事件の指紋鑑定」刑事弁護42号
- 石川元也「日野町事件報告」再審通信2005年10月
- 川東繁治「現地報告 滋賀県日野町 再審の扉をこじ開けようえん罪日野町事件第五回全国現地調査」人権と部落問題2004年3月
- 佐口裕之「日野町事件（特集よおーし再審だ！——再審事件を学ぶ）刑事弁護34号
- 石川元也「日野町事件標目開示をとり、個別開示請求、命令待ち（特集全面証拠開示を求めて——冤罪・誤判をなくすために——問われる証拠の隠匿・重大事件からの検証）」法と民主主義379号
- 坂口伊都「虚偽自白の考察——日野町事件から」人権教育研究（The Journal of human rights education and research）
- 佐藤佳久「〈現地報告〉日野町事件の再審無罪をもとめて えん罪の犠牲者を救おう」部落2002年2月

誤判と死刑 (2)

吉屋行夫「白い波——冤罪 滋賀・日野町強盗殺人事件」(2004年)

木谷明「近時の下級審裁判例の憂慮すべき一部の傾向——日野町事件に関する再審請求棄却決定」『刑事事実認定の理想と現実』(2009年 法律文化社)

本事件については、本論文を執筆の段階で十分なる資料の収集ができなかったことを明らかにしてお詫びをしなければならない。十分な資料の収集後に改めて検討することとしたい。従って、本稿ではいかなる事件が発生したのかのみをまとめることにする。

(9) 足利事件

事件の概要

1990(平成2)年5月、栃木県足利市のパチンコ店駐車場で、保育園に通う女兒(当時4歳)が行方不明となり、翌日、約700メートル離れた渡良瀬川の河川敷で遺体が発見された。川底から発見された女兒の着衣に付着していた体液の型と、菅家利和さんが捨てたごみから採取したDNA型が「一致」し、菅家さんも殺害を認めたとして、栃木県警は1991年12月、わいせつ目的で誘拐し殺害したとして、バスの運転手だった菅家さんを逮捕した。菅家さんは捜査段階では犯行を自白したが、一審の宇都宮地裁での公判途中から否認に転じたが、一、二審で無期懲役判決を受け、2000(平成12)年7月に最高裁で菅家さんの上告を棄却し、無期懲役が確定した。

その後、2002年12月に菅家さん側が警察庁科学警察研究所(科警研)の鑑定結果とは異なる独自のDNA型鑑定を「新証拠」として宇都宮地裁へ再審請求を申し立てる。これに対して、2008年2月に地裁が再審請求を棄却するも菅家さん側が東京高裁に即時抗告を申し立てることになるが、同年12月、その即時抗告審で、高裁がDNA型の再鑑定を決定する。続いて2009年5月、二つの再鑑定の結果、二人の鑑定医は肌着のDNA型と菅家さんの型は「不一致」であるとの鑑定書を提出する

ことで結論がでた。その結果、6月に東京高検が刑の執行を停止し、菅家さんは服役先の千葉刑務所から釈放された。

東京高裁としては、6月23日、17年半にわたって「犯人」として身柄を拘束され続けてきた菅家さんの再審開始の決定をした。それによって、一審で無期懲役を言い渡した宇都宮地裁で再審が開かれることになり、現在はその裁判が進行中である。

参考文献

- 菅家利和『冤罪 ある日、私は犯人にされた』（朝日新聞出版 2009年）
 菅家利和＝佐藤博史『訊問の罫——足利事件の真実』（角川書店 2009年）
 小林篤『足利事件——冤罪を証明した一冊のこの本』（講談社 2009年）
 村井敏邦「足利事件が投げかけたもの〔法律時評〕法律時報81巻10号」
 佐藤博史「足利事件の再審公判 DNA鑑定と自白の証拠能力」刑事弁護60号
 126～127頁
 木谷明「足利事件について」『刑事事実認定の理想と現実』（法律文化社 2009年）

年 表

1946年	10月11日	足利市で生まれる
1962年	3月	足利市立第二中学卒業後、働きに出る
1974年	11月	同級生と結婚。翌年1月に別れる
1978年	6月1日	保育園のバス運転手になる
1979年	8月3日	足利市内で5歳の女児が行方不明に。6日後に渡良瀬川の河川敷で遺体発見
1984年	11月17日	足利市内で5歳の女児が行方不明に。1年4カ月後に畑で遺体発見
1989年	9月30日	保育園を解雇され、翌年4月から幼稚園のバス運転手に
1990年	5月12日	足利市内で4歳の女児が行方不明に。翌日に渡良瀬川の河川敷で遺体発見
1991年	3月	幼稚園を解雇される

1992年	12月1日	警察に連行されて自白し、翌日未明に殺人容疑で逮捕される
	12月15日	父親が死去
	12月21日	殺人・死体遺棄などで起訴され、他の2件の殺人事件も自白する
	12月24日	79年の事件の殺人容疑で再逮捕される
	1月22日	足利警察署から宇都宮拘置支所に移る
	2月10日	84年の事件で書類送検される
	2月13日	宇都宮地裁で初公判
	7月13日	宇都宮拘置支所から精神鑑定のため、東京拘置所に移る
	12月3日	東京拘置所から宇都宮拘置支所に戻る
	12月22日	第6回公判で家族宛の手紙が公開され、犯行を否認する
1993年	1月28日	第7回公判で上申書が公開され、再び犯行を認める
	1月31日	西巻糸子さんが初めて手紙を送る。5月以降は面会もスタート
	2月26日	79年と84年の事件で検察が不起訴処分を発表
	3月11日	第8回公判で無期懲役を求刑される
	3月25日	第9回公判の最終弁論で結審
	5月31日	弁護士に犯行を否認する手紙を送る
	6月24日	第10回公判で弁論を再開し、再び犯行を否認。即日結審に
	7月7日	宇都宮地裁で無期懲役の判決。翌日に控訴
	8月25日	東京拘置所に移る。間もなく佐藤博史弁護士らが私選弁護人に決まる
	12月14日	弁護士団が控訴趣意書を提出
1994年	4月17日	「菅家さんを支える会・栃木」発足
	4月28日	東京高裁で二審の公判が始まる
1996年	5月9日	東京高裁が控訴棄却の判決。翌日上告

1997年	1月20日	弁護団が上告趣意書を提出
2000年	7月17日	最高裁が上告棄却。異議申し立てが7月26日付で棄却され、刑が確定
	10月30日	千葉刑務所に移監
2002年	12月25日	宇都宮地裁に再審請求
2007年	4月	母親が死去
2008年	2月13日	宇都宮地裁が再審請求の棄却決定
	2月18日	東京高裁に即時抗告
	12月24日	即時抗告審で東京高裁がDNA再鑑定を決定
2009年	1月29日	千葉刑務所でDNA再鑑定のための血液と唾液を採取
	5月8日	再鑑定でDNA型「不一致」との結果が判明
	6月4日	東京高検が刑の執行を停止し、千葉刑務所から釈放
	6月23日	東京高裁が再審決定

本年表は、菅家利和『冤罪 ある日、私は犯人にされた』（朝日新聞出版 2009年）212頁以下から転用させていただいた。他に、小林篤『足利事件』（講談社 2009年）502頁以下参照。

7 むすびにかえて

(1) 誤判問題の本質 以上、死刑判決を受けたが死刑執行という最悪の事態が回避された事件も含めてを明らかにしたが、まだ、他にも相当な数の誤判事件が存在しているのではなかろうか。いや、もうすでに死刑が執行されてしまったものもあるのではなかろうか。裁判は人間が行なうものである以上、誤判は絶対に避けられないことかもしれない。しかし、万に一つ、千に一つであっても、誤判が発生し、それがそのまま放置されることになれば、もうそれは被告人にとって耐えがたいことで

あり、しかも死刑の場合には、一度執行されると回復されることは絶対にないという深刻な事態になるのである。従って、そうしたことから誤判を理由とする死刑廃止論が、最も説得力のある主張として存在して久しいといえよう。

それでは、なぜ誤判は発生するのだろうか。その原因はどこにあるのだろうか。よくいわれていることとしては、自白偏重の捜査とそれを採用する裁判にあるということだろう。そこで、わたくしとしては自白偏重の捜査と裁判についての考えを明らかにしておかなければならない。まず、初めに前者であるが、法律上は被疑者に当事者としての主体的な地位と権利を保障し、安易な自白の追及は許されないようになっていいる。にもかかわらず確実な証拠のないままに別件で逮捕して、拷問、脅迫、誘導による執拗な自白の追及が繰り返されている。これをなくするためには、被疑者の段階から弁護人の立会いを受けることができるようにして、警察の密室内での不当な取調べを排除することである。そのことは、代用監獄の問題とも深い関連があることはいうまでもない。可視化の実現については、改めて主張する必要はないであろう。後者の問題としては、被疑者の不当な取調べによる強制に基づく虚偽の自白があった場合の裁判官の対応である。この点について、元東京高裁判事の三井明氏の主張が参考になるので、少し長いですが、そのまま引用すると、「誤判が問題となった事件には、強盗殺人などいわゆる重大事件が目立つ。犯罪が重大だから、死刑または無期懲役などの重い刑が言い渡されている。小さな軽微な事件にも誤判はあるが、刑が軽いために見過されて、あまり問題にされないのかも知れない。刑事事件全体から見れば、殺人、強盗殺人、放火のような重大事件は数が少ない。その中で、誤って有罪とされ、死刑や無期懲役のような重い刑に処されるものが比較的多いというのは、どういうことだろうか。偶然のことなのか、それとも特別の理由があるのだろうか。

考えられるのは、事件そのものの持つ意味による裁判官の内心の圧力

である。センセーショナルに報道された事件、社会に大きなショックを与えた事件、非常に残虐な殺人事件など、いわゆる重大事件を裁く裁判官の心理には、ありふれた窃盗事件などに対するのとは違ったものがないとはいいい切れなように思われる。これは社会的影響の大きい重大な事件だ。軽々しく無罪にはできないというように、普通の事件の場合とは違った特別の意識が働く。それが内心の圧力となって、裁判官の証拠に対する判断に影響し、誤判を生み出す惧れがないとはいえない。重大事件の誤判の原因の一つが、そこにあるのではないかと思われる。⁽²⁾」と誤判の原因として重大事件の圧力を掲げているのが注目される。そこで、わたくしとして裁判所に望むことは、安易に自白調書を採用することではなく、公判で当事者主義の方式による証拠の十分な検討をすることである。それによって、誤判の発生を防ぐことが可能になってくるのである。

- (1) 冤罪を生んだ未熟な捜査について内部資料で最高検が反省点を指摘している。「この資料は『起訴後真犯人の現れた事件の検討』と題し、三分冊あり全文699頁ものである。この資料によると、46件の冤罪事件の大部分は、昭和24年1月から昭和29年5月までに起きており、このうちの17件を最高検刑事部検事らが審査を終え、事件名、捜査の経過、問題点を詳しく紹介している。それによると、冤罪事件を生んだ主な原因は「捜査官の心構えの未熟、捜査技術の拙劣さ」と判明した。誤認捜査の原因として①取り調べに自白の誘導、強要があった。②見込み捜査で事件とは無関係で心神喪失の精神病患者を起訴した。③うその自白をうのみにした。④自白を誘導、不自然な供述を放置した。」——などの問題を指摘している（昭和62年12月15日付朝日新聞）。野村二郎「冤罪と再審の歴史と構造」法学セミナー338号68頁、村井敏邦「冤罪防止策——鑑定・上訴・再審を中心として」法律時報61巻10号29頁、田中輝和「わが国におけるえん罪の原因（試論）——東北三大再審無罪事件を中心にして——」『激動期の刑事法学——能勢弘之先生追悼論集（平成15年）295、300頁以下。

- (2) 三井明「誤判と裁判官」判例タイムズ528号7頁、同「誤判と裁判官の

誤判と死刑 (2)

責任」法学セミナー増刊「日本の冤罪」(昭和58年)202頁以下、大竹武七郎「誤判の原因」社会改良5巻3号23頁以下、谷口正孝「誤判を防ぐための一提言」『裁判について考える』(平成元年)96頁以下。

(2) わが国の刑事司法制度と国際刑事人権法

① 誤判と刑事裁判

わが国の現在の刑事裁判は、起訴前の警察・検察官調査を追認して処理するだけになっていると強く批判されて久しい。いわゆる自白調査に依存した裁判に対する批判である。

官僚的で形骸化したわが国刑事裁判の実態は、いくつもの誤判事件に象徴的に見ることができる。戦後死刑確定囚から無罪になった事件は、これまで見てきた通り実に4件にもほり、死刑事件以外でも再審無罪となったものは枚挙にいとまがないことが明らかにされている。こうした誤りの最大の原因は、先に示した通り自白中心の裁判であり、自白調査に依存した裁判である。裁判がそうした状況にあるからこそ、当然捜査当局はさらに自白獲得に全力を挙げることになる。被疑者に対する二四時間にわたる全生活・人格的管理を通じた「代用監獄」のシステムが自白獲得至上主義の捜査において重要な役割を果たしていることは確認するまでもないことかもしれない。その代用監獄(警察留置場)は近時国際的にも人権を犯すものと批判されてきている。捜査主体と身柄の管理者が同じ機関によってなされる代用監獄のシステムは、それを利用した自白の強要をひき起こしやすいことから、必然的な批判といえるだろう。

死刑の再無罪事件に対し、それらが戦後の混乱期にあったためだとか、捜査の未熟な地方警察によるものだったからだ、といった本質的な点を見落とした見解がしばしば聞かれるが、誤判は、わが国の刑事裁判及び捜査等刑事司法のあり方に深く根ざしているものである。

人身の自由を基本的人権として掲げる憲法とその趣旨を反映した刑事

訴訟法が制定されて62年、その運用の状況すなわちわが国の刑事裁判は、「かなり絶望的である」⁽²⁾とまでいわれている。

被疑者の逮捕、拘留による身柄の拘束については、(1) 逮捕後72時間、拘留及び延長に伴う10日から20日にもわたる身柄の拘束が、捜査機関のもとでなされ、(2) その身柄拘束に対してチェック機能を果たすべき司法の「令状主義」が形骸化しているといえる。取調べ目的の身柄拘束は認められていないにもかかわらず、自白獲得の手段として身柄拘束が日常化し、こうした状況を捜査官憲のみならず裁判官までもが容認するところから、結果的に自白の偏重と強要を助長している。裁判官の「拘留質問」が形骸化しているなかにあつては、逮捕・拘留令状請求は捜査機関にとっての司法的チェックの段階ではなくなっているといえよう。

また、捜査と身柄を同一の機関が管理する代用監獄は、取調べを担当するものにとって自白獲得と維持に最も効率のいい制度である。代用監獄は単に施設上の問題ではなく、被疑者の肉体と精神の全てを管理しつつ自白獲得に向けフルに利用される。取調べと一体化したシステムの問題である。冤罪・誤判の深層の一つがここに⁽³⁾ある。

さらに、現行法上は起訴前の保釈が認められていないこともあつてますます被疑者を虚偽自白に追い込むことになり、起訴後の保釈も原則が逆転し、極めて厳しい状況になっている。起訴事実を否認しているときには、まず認められることはない。保釈を種に捜査機関から自白を迫られることまで起きかねない。

こうして、被疑者の取調べにあつては、黙秘権は骨抜きにされ、弁護人の依頼権も実質的に確立していないまま、自白の獲得が目指される。

「裁判は所詮人間のするものゆえに過ちを犯すときがある」との認識では、誤判の本質的な部分を解き明かすことができない。誤判は、現代日本の刑事司法制度それ自体の中の問題である。それはいま現在も起こりつつある問題である。

② 国際人権法におけるわが国の刑事司法と死刑

啓蒙的弁護士を中心とした民間人権団体（NGO＝非政府組織）の活躍によって、わが国における刑事司法制度と国際人権法との抵触問題が、近時とりわけ注目されている。国連人権専門委員会では、「人権後進国」とまで表現され、わが国刑事司法とりわけ代用監獄制度は、人権尊重・擁護の観点から、国際的な批判を浴びた。さらに先の抵触問題の端緒となったのは、二人の NGO が日本の代用監獄制度について来日の上行なった調査である。その調査結果は 1989 年 2 月に『警察留置場での拘禁－日本の代用監獄制度/パーカー・ジョデル報告書』⁽⁴⁾ に発表された。そこでは、「代用監獄を許す日本の法と実務は、国際人権規約 9 条 3 項及び被拘禁者保護準則第四に違反する」⁽⁵⁾ と明言した。この指摘は外国人が自分勝手な倫理を振りかざしたのではなく、わが国が国際社会に対して遵守を約束している国際的な準則を踏まえたものである。⁽⁶⁾

国際刑事人権法に関する問題意識が高揚してきたなかで、死刑問題はその重要な問題の一つである。もっとも、刑事司法制度の中における死刑論として、最近になって注目されたという問題ではもちろんない。個別、人権の問題として古くから廃止論が提唱されてきていることを断っておかねばならないだろう。ただ、わが国の司法制度が国際刑事人権法の水準から批判される状況下にあつて、死刑誤判事件を始め、いわゆる死刑事件がいまだにかなりの数にのぼっていることは、純粋な人権問題だけではない問題を内包していることを示すものである。

さらに、国際人権法における死刑廃止の動きは急である。1989 年 12 月には「この選択議定書の当事国の管轄下においては、何人も死刑に処せられることはない。当事国は死刑を廃止するための全ての法的な処置をとらなければならない」と第 1 条でうたった、第二選択議定書（死刑廃止条約）⁽⁷⁾ を国連総会で採択した（1991 年発効）。そのほか、地域内格差の解消をはかっている地域条約においても、第 1 条でやはり「死刑は廃止するものとする」と規定した「死刑廃止に関する人権及び基本的自

由保護のための条約（欧州人権条約）についての第六議定書」が、すでに1982年12月に欧州理事会で採択されている。

なお、1993年には、国際自由権規約の実施状況についての日本政府報告書の審査が実施されその際、国際人権委員会は死刑廃止に対して消極的な意見を表明した政府に死刑廃止条約の批准・死刑の廃止措置を採ることなどを勧告した。

ところで、死刑廃止を求める国際人権水準とあらゆる被拘禁下にあるものの適正な処遇を求める国際刑事人権水準は、人間としての尊厳を守ろうとすることにおいてなら異なるところはない。

国際刑事人権法に抵触すると批判されたわが国刑事司法は、構造的に誤判を生みかねないものであり、そのような刑事司法のもとで死刑が制度として存続した現実に言い渡されている状況は、いちじるしい人権侵害を放置していることに他ならないであろう。

- (1) 国際人権委員会で日本の報告に対する各委員からの厳しい質問等の様子については、福島瑞穂「国連人権専門委員会を傍聴して」法学セミナー昭和63年9月号。なお、人権規約批准国はその実施状況に関する政府報告書を五年ごとに提出することになっており、日本は1988年に第二回政府報告書を提出している。この問題に関しては、五十嵐二葉「第二回政府報告書の検討」法学セミナー昭和64年10月号、小山宏和「国連人権委員会への日本政府の政府報告書——その憲法的考察」憲法運動176号（昭和63年12月3日）。
- (2) 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」『わが国の刑事司法』（岡藤古稀）4巻423頁。
- (3) 被疑者の中には1日19時間～21時間という取調べを受けた者や、50日、100日という取調べを受けた者もいる（東京三弁護士会合同代用監獄調査委員会編『ぬれぎぬ』58頁以下）。
- (4) Karen Parker, Esq., Etienne Jaudel, Esq., Feb. 1989 "POLICE CELL DETENTION IN JAPAN: The DAIYOUKANGOKU SYSTEM", 邦訳は代用監獄廃止接見交通権確立委員会が悠久書房より同書名で出版している。なお、本報告書に関して、構成・内容に即してコメントをより詳細に加えている（注

誤判と死刑 (2)

釈形式) のが、刑事立法研究会「国際人権法と代用監獄—NGO 報告書「警察留置場での拘禁—1989年2月パーカー・ジョデル報告書」を読む」國學院法学 27 卷 2 号 83 頁以下。

(5) 前掲「報告書」15 頁。

(6) 世界人権宣言に法的効力を付与するために「経済的文化的社会的権利に関する国際規約 (いわゆる A 規約)」や「市民的政治的権利に関する国際規約 (いわゆる B 規約)」(ともに昭和 41 年国連総会で採択) をわが国は昭和 54 年に批准しており、昭和 63 年 12 月には「あらゆる拘禁下にある人々を保護するための原則 (いわゆる被拘禁者保護原則)」がわが国代表も含めた全会一致で承認されている。さらに、国連では「被拘禁者処遇最低基準規則」を採択している。また、「人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約 (いわゆる欧州人権条約)」、「ヨーロッパ被拘禁者処遇最低基準規則」を初めとし、世界各地で人権に関する地域条約がつくられている。こうした国際人権水準のなかであって、報告書がわが国刑事司法が国際人権法に反すると指摘したことを、より真剣に受け止めねばならないだろう。

(7) 本条約については、わが国は草案段階では賛成、社会経済理事会での採択では棄権、総会での採択では反対にまわっている (賛成 59 カ国、反対 26 カ国、棄権 48 カ国で採択された)。詳しくは、辻本義男「国連死刑廃止条約を採択」状況と主体 (平成元年) 2 月号、同「死刑制度に関する国際的動向」中央学院大学総合科学研究所紀要 6 卷 2 号。その後、2008 年 5 月 9 日に国連人権理事会は、欧州を中心に 12 カ国が日本に死刑の執行停止や死刑制度の廃止を求めた。

なお、死刑について、これまでに出されている国際文書等の資料については、アムネ스티・インターナショナル編 (辻本義男訳)「死刑と人権」(平成元年) を参照されたい。